

## 平成27年白浜町議会第3回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成27年9月11日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成27年9月11日 10時01分

1. 閉 議 平成27年9月11日 15時45分

1. 閉 会 平成27年9月11日 15時45分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 東 泰士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊佐夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司
監 査 委 員	津 多 勝		

## 1. 議事日程

- 日程第 1 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 7 7 号 平成 2 6 年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 7 8 号 平成 2 6 年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 7 9 号 平成 2 6 年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 8 0 号 平成 2 6 年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 8 1 号 平成 2 6 年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 8 2 号 平成 2 6 年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 8 4 号 平成 2 6 年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 2 報告第 1 4 号 平成 2 6 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 3 報告第 1 5 号 平成 2 6 年度資金不足比率の報告について
- 追加日程第 3 2 白浜町議会特別委員会の設置について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 専決処分の承認について
- 日程第 1 5 報告第 1 0 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 6 議案第 6 6 号 白浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 6 7 号 白浜町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 6 8 号 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例について

日程第19	議案第69号	白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第70号	平成27年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について
日程第21	議案第71号	平成27年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について
日程第22	議案第72号	平成27年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
日程第23	議案第73号	平成26年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
日程第24	議案第74号	和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第25	報告第11号	第49期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について
日程第26	報告第12号	第18期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について
日程第27	報告第13号	平成26年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について
追加日程第33	諮問第1号	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
追加日程第34	諮問第2号	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
追加日程第35	諮問第3号	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
日程第28	発委第4号	白浜町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第29	発議第4号	安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出について
日程第30	発議第5号	議員派遣について
日程第31	発委第5号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）
追加日程第36	発委第6号	閉会中の継続審査申出書（決算審査特別委員会）

## 1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第36

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成27年第3回定例会4日目を開会します。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

## ○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は津多監査委員さんの出席を求めています。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。新たに提出されました議案第75号から報告第15号までを日程第1から日程第13とし、これら13件につきましては一括して提案理由の説明を受け、その後、監査委員の報告を受けたいと思います。

なお、議案第75号から議案第85号につきましては、特別委員会を設置して付託の上、審査することとなりますので、ご了承をお願いいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

## ○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

- 
- |          |        |                                     |
|----------|--------|-------------------------------------|
| (1) 日程第1 | 議案第75号 | 平成26年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 日程第2     | 議案第76号 | 平成26年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第3     | 議案第77号 | 平成26年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第4     | 議案第78号 | 平成26年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第5     | 議案第79号 | 平成26年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第6     | 議案第80号 | 平成26年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第7     | 議案第81号 | 平成26年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8     | 議案第82号 | 平成26年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第9     | 議案第83号 | 平成26年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第10    | 議案第84号 | 平成26年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第11    | 議案第85号 | 平成26年度白浜町水道事業特別会計決算認定について           |
| 日程第12    | 報告第14号 | 平成26年度健全化判断比率の報告について                |
| 日程第13    | 報告第15号 | 平成26年度資金不足比率の報告について                 |

## ○議 長

日程第1 議案第75号から日程第13 報告第15号までの13件を一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第75号から議案第85号 平成26年度の白浜町一般会計及び各特別会計決算認定  
につきましては、7月27日から8月3日まで監査委員の審査を受けましたので、その意見  
をつけて議会の承認に付するものでございます。

次に、報告第14号 平成26年度健全化判断比率の報告及び報告第15号 平成26年  
度資金不足比率の報告につきましては、7月31日に監査委員の審査を受けましたので、そ  
の意見をつけて報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願  
い申し上げます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

報告第14号から報告第15号について、補足説明を求めます。

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番外（総務課長）

報告第14号 平成26年度健全化判断比率の報告について、議案書（P.53～55）に  
基づき、説明した。

報告第15号 平成26年度資金不足比率の報告について、議案書（P.56～58）に基  
づく、説明した。

○議長

続いて、本件について監査委員の報告を求めます。

津多監査委員さんに議場へ入ってもらってください。

（津多監査委員 入場）

○議長

番外 津多監査委員（登壇）

○番外（監査委員）

おはようございます。

ただいま議長からご指名をいただきました津多です。よろしくお願いいたします。

早速ですが、平成26年度における各会計の決算及び平成26年度決算にかかる財政健全  
化審査並びに経営健全化審査について報告します。

決算審査意見書を朗読した。

財政健全化審査意見書を朗読した。

経営健全化審査意見書を朗読した。

以上で監査報告並びに意見を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

本件について監査委員の報告が終わりました。

津多監査委員さん、ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 38 分 再開 10 時 40 分)

○議 長

再開します。

お諮りします。

議案第75号から議案第85号までの11件については、白浜町議会特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

お諮りします。

白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第32として順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第32として直ちに議題とすることに決定しました。

---

## (2) 追加日程第32 白浜町議会特別委員会の設置について

○議 長

お諮りします。

議案第75号から議案第85号までの11件については、6人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上審査することに決定いたしました。

決算審査特別委員についてお諮りします。

委員は6名と決定しておりますが、委員の選任については、白浜町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長から指名いたします。

決算審査特別委員会委員には、5番 堀君、6番 長野君、7番 水上君、9番 西尾君、11番 古久保君、14番 丸本君の6名を指名します。

ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

引き続き、議案審議を行います。

報告第14号 平成26年度健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。

報告第14号は以上で終わります。

報告第15号 平成26年度資金不足比率の報告についての質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。

報告第15号は以上で終わります。

---

### (3) 日程第14 議案第65号 専決処分の承認について

○議長

日程第14 議案第65号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

11番 古久保君

○11番

あまり言いたくはないんですけども、この事故においてもパトロールをやっておれば避けられるような案件だと思います。私も道路を走っていて気が付いたら、いつも道路の穴については報告をしておるんですけども、やっぱり今現在、所どころ穴が開いているところがあります。これは乗用車が通るときにはそう影響がないと思うんですけども、老人が単車に乗っているときにはかなり影響しますので、そのときに事故が起こりかねますので、その辺の注意もあわせてお願いしたいと思います。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外(建設課長)

議員のおっしゃるとおり、日ごろのパトロールの中で十分注意していきたいと思っております。今回の事故発生後ですが、設置場所の緊急点検を実施いたしました。同じような形で接着剤が劣化して外れていた箇所が1箇所見つけました。その箇所につきましては、すぐに対応してございます。今後ともパトロールの中でいろいろと注意を配っていききたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

12番 南君

○12 番

以前に私もちょっと質問したことあるんです。建設課のパトロールだけじゃなしに、郵便局との連携パトロールというのをお願いしたことがあるんですけども、その後そういう話は進んでおりますか。全然進んでいませんか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

以前から南議員よりそういうお話をいただいております。まだ実際のところ進んではいないんですが、白浜郵便局、富田郵便局、日置川郵便局にお願いをしてまいりたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第65号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第65号は原案のとおり承認されました。

---

#### （4）日程第15 報告第10号 専決処分の報告について

○議 長

日程第15 報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

6番 長野君

○6 番

先ほどの案件とはちょっと事故の体系が違うと思うんです。公用車を駐車場からということです。これは何人乗車なのかということと、2人乗車であれば後方確認も降りてできると思うんですけれども、それ1点。

それと、前から何回も言っているんですけれども、事故が起きた場合に課長会、そして全職員にどのような対応。そして、事故が起こった検証とかされているのか2点お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君



## ○番 外（総務課長）

この事故につきましては、申し開きできない事故でございまして、私も職員を直接呼んで、原因をこと細かく聞き、指導したところでございます。本人は十分反省をしております。

この車両につきましては、箱バンでございまして、運転席、助手席は普通の常用型になっておりますが、後部につきましては、倒すことのできる簡易な椅子になっておりますので、乗車は4人できますが、このときは2人で現地を見に行ったということでございます。

現場の状況につきましては、図のとおりですが、実際この現地では、いったん前に出て、左に曲がろうとして一旦下がって方向転換するために、今回下がったところの後ろに車があったということなんです。車があること自体は確実にわかりますので、十分乗るときには認識しておったということでございますが、まず、下がる時に右のミラーを見、中央のミラーを見た。その両ミラーでは後ろの車を避けられていると判断をしたということです。そしたら、なぜ左のミラーを見なかったのかということで私も指導したんですが、見落としたということで、自分が確認したときには避けられていたので、それで下がって相手車両にぶつけてしまった。これは通常考えられない完全な落ち度でありますので、職員については十分に注意しました。

ただ、この職員については、以前に事故があるとか、態度不良とかいうことがございせんので、そこだけをご認識いただきたいと思えます。

この事故を受けまして、議員の皆様方からご指摘いただいております事故。前回の議会でも私から事故のあり方、事故が増えてないのか、全国的にどうなのかという調査をした上で、白浜町の事故の対策、原因を究明した上で、対応をとっていかうじゃないかということで、課長会を開きました。そして、我々が入っている共済の他の市町村の事故の発生状況、損害賠償状況等々を調べておまして、今後につきましては、高速道路もできておりますし、事故がないことが一番なので、各課長には課長会におきましても、常々、毎日朝でも交通事故に注意しろということで指導するように副町長から課長会にまず指導はしておるんですけども、ただ、指導だけではなかなか減ってこない。皆様からもご指摘ありましたように、どうも事故が最近増えているんじゃないかというのが前回もあったと思うんです。

そうしたところの事故の発生状況を調べまして、今後につきましては、白浜町には交通事故、車両を管理する運転管理者、当然事業所には設けられてございますので、運転管理者が基本的には指導する立場になってきますので、運転管理者及び副管理者共々もう少し掘り下げて原因を追究して、職員に新たな啓発といいますか、普通の注意喚起だけでは減っていかない現状がありますので、その辺について協議することとなってございまして、なるべく減らすように。特に、人身事故とかがまったく起きないように注意したいと思っております。

## ○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

## ○議 長

質疑を終結します。

報告第10号は以上で終わります。

○議 長

日程第16 議案第66号 白浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第66号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

(6) 日程第17 議案第67号 白浜町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第17 議案第67号 白浜町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第67号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

(7) 日程第18 議案第68号 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第18 議案第68号 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第68号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

(8) 日程第19 議案第69号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第19 議案第69号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第69号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

(9) 日程第20 議案第70号 平成27年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定について

○議長

日程第20 議案第70号 平成27年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

10番 廣畑君

○10番

歳出16ページ。農業水産業費、水産業費、目2、水産業振興費230万円の漁業振興施設水槽設備改修工事費について、資料も添付されております。この水槽についての改修だということですが、この水槽の改修の必要性。2年余りになりますけれども、この改修する必要性、本当に必要なのかということをお聞きしたいと思います。その点どうでしょうか。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外(農林水産課長)

この水槽でございますが、平成25年7月の開業以来この水槽設備に不具合が発生して、改修の必要が生じてございます。この不具合の内容というのは、水槽に魚を入れるとすぐに魚の背びれや尾ひれ等にすれが生じまして、短時間で魚が弱るような症状が現れまして、水槽内で長時間生かせられない状態となっていることでございます。

その原因といたしまして、港内の水質の問題があるのではないかとということを当初指定管理者からも言われたところでございます。現在の取水口は本町川が流入している場所の近くでございますが、ただ建設時までには一般的な調査項目でありますペーハーとかアンモニア、それから硝酸についての水質検査の実施してまいりましたが、その結果、特に異常がなかったもので、現在の取水口の位置に決めたところでございます。ただ、その後そういった不具合が出てまいりましたので、原因究明のため水槽施工業者、それから近畿大学の種苗センター等にも相談をさせていただきました。それで、近畿大学の種苗センターさんによると、そういった症状が出るというのは、病気というよりもストレスというのも原因のひとつであるということをお願いしたものでございます。

それで、水質もいろんな調査を行ったんですが、結果に問題がなかったんです。あと、再度の調査でも問題がなく、水槽の水をすべて入れ替えたりいろんな工夫をしたんですが、水の入れ替えの程度とか魚の扱い方、それから道具等もアドバイスいただいていると試みたんですが、改善がみられなかったということでございます。

それで、これらの改善策としましては、取水口を湾内にするというのも検討の中にあつたんですが、それからろ過槽を増設するとかいろんなことを検討していたんですが、費用的に

も非常にかかってくるということと、原因がはっきりしていないということで、なんらかの対策もできずに今までそのままできているということでございます。

それで、施工業者とは別の水槽設備業者に相談を行いましたら、現在の水槽に対するろ過設備の不足、それから水の流れがない、こういったところを指摘されました。

今回それでお話を聞きますと、230万円で紫外線の殺菌装置、それからブローによる水槽内の水の流れをつくること、こういったことをいただきましたので、当初の見込みより安いもので対応できる。これでおそらく大丈夫であろうというお話をいただいておりますので、この改善策を行いまして施設の改修を行いたいと考えてございます。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

最初の施工の業者ではなしに、業者を変えていろんな提案を聞いたと。端折って言えば、魚がすぐに弱ってくる状況があると。それから扱いか指導を受けたけれども、改善があまり見られんと。だけど、今言われてブローとか紫外線の問題とかいうことで、別の施工業者、水槽の業者に依頼をして見てもらったと。そして、これで改善できるだろうということでしょう。私の理解はそうなんですけど、どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのようなことでございます。

当初つくっていただいた施工業者、それから近大さんと当初問題点はどうかと検討してまいって、その対策をしたんですが、改善が見られなかったということでございます。それで、全国的にも水槽管理のほうでは結構有名なメーカーを紹介いただきまして、そちらにご相談をさせていただいたら、最初に水槽に水の流れがないと一言目に言われまして、ろ過装置も少ないよということございましたので、その辺の改善を今回行いたいと思っております。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

私の理解と合致する部分8割、9割あると思うんですけども、最初言われた本町川の排水の近いところから取水しておるということ。本町川は家庭雑排水も含めて、浄化槽の水からもちろん雨水もありますけれども、そういうものが流入すると。海水が薄められるということがあると思うんですけども、それについては特に、一番良いのは外洋から、湾の外から取れば良いと思うんですけども、お金の関係でということですね。そういう取水口は特に今の槽の中でのいろんなやりくりの改善で9割9分いけるというような、淡水が混じるということとは特に問題はないということなんでしょうか。その点どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

特に淡水が混ざるということでの問題はないかと思っております。ただ、ペーハーやア

ンモニア、硝酸といったものは検査の中では特段問題がなかったということなので、おそらく今の位置でそのままでいけるであろうと。ただ、最終的にこれで改善が、万が一ということもあると思いますので、その際については次の対策として外海から引かなければならないとかということも考えられるのですが、現時点ではこちらのほうで直るであろうということのご意見をいただいておりますので、とりあえずこの作業だけさせていただきたいと思っております。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

補正予算で上げてこられておるということで、来年の4月まで待てんと、緊急性があるということに理解してよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私ども逆にもう少し早く対策を取るべきであったものであるかと考えてございます。

魚につきましては、現状のままやっていると、やはり長期的にもたないということで、主にタイで換算いたしますと、1日、2日で10キロ入れて死ぬということ単純に2年間で計算しただけでも500万円の被害となります。ですから、私どもとしましては、これを早急に改善させていただいて、施設のより安定した運営をいただけるように努めてまいりたいということで、今回補正で計上させていただいたものでございます。

○議 長

12番 南君

○12 番

関連質問いたします。

今、答弁をいただいているんですけども、結局水質も悪い、水流も良いことない、水槽も良いことない。四角より丸というんですか、円形のほうが良い。結局、四角の水槽もそのまま残って水量を変えていくというか、そのように受け取ってよろしいんですか。

それと、もう1点。今、廣畑議員からも質問がありましたように、緊急性があるとおっしゃっていましたが、もう丸2年ですね。今までパラソルにしても緊急性、これにしても緊急性。やっぱり、優先順位があると思うんです。契約した3年以内にはあまり納付金8万円というのが動かないでしょう。それから、次から次へといろんな予算が出て、収入、納付金が8万円というのもちよっといろいろ問題があるんちがうのですかね。もう一千数百万円をここに入れていきますね。その点もあわせてご答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

施設の水槽につきましては、現状のもの。丸いもの、四角いものをそのまま使わせていただきたいと思います。

それで、緊急性ということと、一千数百万円これまでも入れてきたということとでございます。その点につきましては、やはり当初の施設設置の段階でどのような設備が一番望ましい

かという中で、町ができなかった部分についてはしていきたいということで、今までもお金を入れてきたものでございます。

前回のパラソル等につきましても、本来ならもう少し屋外スペースを有効に活用できるように当初からより多くのお客様にご利用いただけるように、屋根を付けておけば何ら問題なかったものが、そういったところをできていなかったのも、実際お客様が来ても施設を十分に使えないという観点でパラソルを導入させていただき、それで今回のものにつきましては、当初は少しでも費用をかけない中で衛生面の部分、ペーハー等々の調査の中では特段問題がないということの中で、その分の費用を入れてなかったと。ただ、やはりそういった問題が生じてまいりましたので、こういった改善策をさせていただくということです。

特に、魚のストレスといったものにつきましては、専門家に聞きますと、淡水魚より海水魚のほうがストレスにも非常に弱いという中で、例えば近大さんのお話を聞く中でも、水槽ものは一度使って、実際やってみなければ魚の部分がわからないということもございまして、こういったことで追加、追加となったものでございます。

当初もう少し時間的な余裕がありましたら、水槽も十分に施設の点検を行った上で、滅菌装置もどの程度ということもあつたんですが、非常に短期間の中で突貫的な工事をさせていただいて完成をした部分なので、その辺につきましては、町としましても十分な対策が図れていなかったのかなという感じはしてございます。

ですから、当初の町の設備の不備ということで、当然指定管理者さんにつきましては、このような問題が生じるというのは想定外で指定管理を受けていただいておりますので、その中で被害が出ていると、損害が生じていますので、緊急的に対策を講じる必要があるかと思っております。

○議 長

12番 南君

○12 番

先ほどの一千数百万円が今まで出ていって、納付金8万円そのまま据え置くという点についてはどうですか。再度お聞きいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

8万円の据え置きというのは今年度の話でございませうか。これから将来に向けての話でございませうか。

○議 長

12番 南君

○12 番

今までです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これまでも部分につきましては、当然協定の中にあつたものでございまして、現在私どもとしましては、これを引き下げるといっても引き上げるといっても考えてございませ

ん。

○議 長

12番 南君

○12 番

私の疑問に思っているのは、8万円そのまま、ぼんぼんお金が要って、どういうところでもそうだと思うんですけども、やっぱり設備投資をしたら、その分の償却の一部にしても、やっぱり入れていただかんと、どうしても受益者負担というのは今回もそうですけども、毎回白浜町というのは受益者負担というのをほとんどとっていないですね。おそらく、フィッシャーマンから言うたら、白浜町に対してのお金というか収入というのはほとんどないと思うんですけども、それもあわせてお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいま受益者負担ということのお話をいただいたんですけども、その受益者ということにもいろんな考え方があるかと思えます。

私ども今回の部分につきまして、やはり町としての施設を指定管理者にご協力をいただいた中で運営していただいているということで認識してございます。それで、受益者というのは当然それによって益を得るということなんですが、私どもの当初からあの施設でどのくらいのお金が儲かるか。果たしてお金が儲かる施設であるのかという分析も十分できていないままで、あの施設を漁業組合さんにお問い合わせをして運営していただいているのが現状でございますので、先般からの一般質問の中でも収支状況があまり芳しくないということを申し上げたところなんですけども、現状としましては、受益者というより被害者。町の甘い認識の中での被害的な部分で、受益者というのはほとんどお金が儲かるような施設を使用料を払ってということであつたら理解はできるんですけども、そのような考えでございます。

○議 長

12番 南君

○12 番

もう一度お聞きします。

この六次産業というのは商売です。「めっけもん」にしても商売で、あそこはほとんど補助金をもらっていません。まして、この施設は漁業関係者が希望した施設です。白浜町が無理やりつくって漁協にやりたくないのをお願いしたと。前提、そこが違うんですね。町は町の施設やから何もかも町で持たんなん。経費も一部持っていますし、もちろん償却できるようなお金もございません。そこが違うんですけど、私はあくまでも六次産業というのは漁業者が儲けるための施設だと思っております。それがもう一切無理やりをお願いしたものだから、すべて町という前提がちよっと違うと思うんですけども、その点はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当初要望書が地域から出てきて、こういったことを町として計画したというところはそういうことだと思います。ただ、希望した施設の中でこの施設が十分な施設であるかどうかと



いう検証がこれまでも十分できていなかった、それが今の結果につながっていると思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11番

今、縷々説明をお聞きしていますけども、まず確認したいのは、生けの魚をこの水槽に入れて飼っている期間、今この写真を見ると、和歌山南漁業協同組合直送との看板を掛けているんですね。その下に水槽があって生けの魚を泳がしているんです。この生けの魚は何日この中に入れていたのか。これ観賞用の水槽ではないですよ。観賞用であれば、水流を出したりということも考えていかんねらん。魚のためにそうしていかんねらんけど、水槽で飼うんやから。だけど、これは直送、とれたやつをこの生けに入れてその日に販売する。この商売人としての考えがあるのかないのか。本当に商売する気があるのか。とれた魚を何日この中に入れていたのか。魚の表面がどういう状況になっているのか。この前所長に聞いたときには、背中が白くなると。うろこが白くなってくると。そして菌が付くんかわからんと。その原因がわからないという説明を聞きました。菌が付着するまでこの水槽に飼っていたら、どんな魚でも死にますよ。これはここに入れてすぐ、本来なら、町の中の水産業、販売をやられている業者が何軒かあります。そこの業者は水槽ありますよ。水槽で魚が泳いでいます。お客さんが来たら、すぐに網で上げて、料理をして生けの魚を販売しているんです。これも和歌山南漁協がとれたての魚を販売する場所でしょう。本当にきちんととれたての魚を販売しているんですか。料理して造りとして出しているのか。それとも、生けで販売しているのか。この水槽に長いこと入れていたらどんな魚でも死にますよ。その辺の考え方をやっぱり経営者としての考え方があるのかどうか。その辺は徹底されているのか。やっぱり商売しているんやから、なんぼ町が建てた建物でお願いしているから不備は町が対応していかんねんという考え方、やっぱり先にそちらを問うてもらわな。そういう努力をしてくれていますかということも問うてもらってやらねんだら、なんぼお金をつぎ込んでも一緒。

それと、また愚痴言うわけでないけども、去年度のテントにしても、900万円近いお金を入れて、JTBが1万5,000人ほど客を送ってくれるんや。バスを入れてくれるんやという理由によってテントを我々は認めた、私は認めてないけども。だから、そういうことをやって成果が上がってないんです。商売の努力をしてないんよ。受益者負担ということで金くれとは言いませんよ。ちゃんと商売をやってほしいんです。せっかく良い設備をやって6億もかけた建物を与えているんよ。それで商売ができない、魚が死ぬんや、水槽変えるんや、設備をする。こういうのは一般の町民の間で理解できますか。これ、町民の方は本当にほとんど100パーセント理解できませんよ、この230万円。その辺の考え方をちょっと町長からも聞かせてほしい。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外(農林水産課長)

どのくらいで魚がということですが、魚は朝とってくる場合、夕方とってくる場合等々いろいろの場合がありますが、特に漁師の方々がいかに漁をしやすいという中で、夕方に漁に行った方、だいたいタイとかでしたら5時過ぎまで漁をするのが一般的なんです

けども、そう慌てんと6時、7時に来てくれても魚をここに生けといたらいいよという中で、そのような取扱いをしているところです。

それで、夕方入れた魚、前の晩に入れた魚が早い場合は次の日の夕方に白くなってくるという状況でございます。魚というのはいろいろインターネットとかで調べましたら、やはり白くなってくるというのは、害が起こってくるというのは長期に飼う魚でも同じなんですけど、通常白点病という病気。これが白くなってくる病気なんですけど、あそこのところは白点病が発生しているということでもなしに白くなってくる。それで、これは中央水産研究所の出しているものをインターネットで見ましたら、魚類にとってストレスというのはどういったことで起こるのかということがあるんですが、これは細胞生物学でいうストレスは外的環境要因によって細胞機能に障害をもたらす状況ということで、ストレスタンパク質というのが体の中で増えてくると。要は、魚はすぐしめるということも魚の細胞のほうで起こってくることによって、いろんな支障がでてくると。魚が前の日の晩に入れられたものが、これはあくまでストレスだけで仮定した場合ですけども、本来であったら流れのある水槽の中でぐるぐる回りながら、ストレスを感じないという環境があったらそれがいいんですが、そういったものがない中でストレスを感じて内部から傷みが生じてくるということでございます。

先ほど、議員さんが言われたずっと長期に置いておいて新鮮な魚を売るつもりがないのかというところの意思は指定管理者は一切持ってございませんし、よりよい魚を生かして、おいしく食べてもらうということは、一日置いて白くなった魚は内部から支障が出てきておりますので、味もまったく新鮮な魚と違うという中で、そういった面でも、少しでもおいしい魚を食べていただく中では水槽をいつまでもこんな格好で放っておくのかという私どもお叱りを受けながらきたところでございます。

ですから、こういったことでストレスを感じなくして、障害が起きないようにさせていただきたいと思っております。

#### ○議 長

番外 町長 井潤君

#### ○番 外（町 長）

議員からご指摘いただきましたように、大変町民の皆さん、あるいは議員の皆さんからも厳しいご意見があるというのは承知しております。

その中で、現在指定管理者としましても、過去においてもそうですけども、現在も経営の改善ということで必死に何とか努力をしていただいておりますというのが現状でございます。

協定に基づきまして一定の10万円以下の部分については指定管理者、そして10万円以上のものについては設備等でも甲乙協議の上ということで、今回の補正予算にあげさせていただいておりますけども、過去におきまして、先ほど農林水産課長の答弁にもございましたけれども、時期を少し逸したくらい遅い感もあるんですけれども、やはりこれからなんとかもう一度一番の命である魚、特に魚介類の中でも魚、タイというのが多く死滅しているのが現状でございますので、なんとかこの部分を改善したいという思いの中で、先ほど提案しました水槽内の水の流れを強くすると。水流をもっとかき混ぜるようにしまして、その後動力の馬力とかプロアを設けてなんとか改善したいという思いでございます。それでおそらく100パーセントといかなくても、かなりの部分で改善がみられるのではないかと専門業者からも声を聞いておりますので、私どもとしましては協力したいということでございます。

それから、パラソルにつきましても議決をいただきまして、非常にありがたいと思っているんですけども、昨年から今年にかけての使用頻度といいますか、利用率は上がっております。この夏場もかなり活躍したと。秋口もまだ活躍できる場がございますので、冬場もそうでございますし、今後この辺の利用率をもっと上げて活用していきたいと思っております。

いずれにしましても、今まで町が全く経営についていろいろ指導をしていなかったわけではないんですけども、やはりその部分でまだまだ十分でなかった部分がございますので、お互いに協議をしながら、その中で相談を受けながらこちらからも提言する、提案するというのをぜひ今後前向きに担当課を中心にやってまいりたいと考えてございます。

○議 長

私語を慎んでください。

11番 古久保君

○11 番

町長の答弁はよくわかるんです。所長の話の中でとれたての魚が一昼夜で、明るる日になったら死ぬんやと。この辺のところ私たち常識的に考えてそんなことあり得るんかなと。白浜町内で小さな魚屋さん御幸通りにもあるし、大浦、棧橋にもある。みんな水槽抱えて商売している。そんな中で、うちの水槽入れているけど、明るる日に死ぬんやという話は今まで聞いたこともないし、その辺のところを所長の言い分からしたら、最初にそういうところを指定管理をする、渡すまでにそういうチェックができていたのか。水槽というのはこういうものやというところのノウハウを持って指定管理をフィッシャーマンにお願いしたのか。1回の協定が終わるまでにこんな状態が出てくる。次の契約をし直すまでにこんな状態が出てくるということ、その辺の反省。その町民に与えるイメージがものすごくきついよ。理解できないよ。我々はこうして議会で双方の話を聞きながらある程度理解をするにしても、これ町の中に出て行ってこれ説明しようと思ったらものすごく難しい。理解してくれない。だから、その辺のところをきちんと説明できるようにしてもらわなあかん。ちょっと補正で230万円で、普通の商売人からしたら230万円でお金はものすごいお金です。そのお金をもうちょっと何とかならんかな。その歯がゆさがくる。町民ももっと歯がゆく感じている。特に商売している方々は言っていますよ。私らもああいう商売したいわと。何か不備あったら町に言うたらやってくれるんやという話をされている。その話を私らが受けるんです。説明つかないんです。説明が本当に苦しいです。だから、その辺のところを理解して、もうちょっと血の通った行政をしてもらわな。一部だけの不公正さで、一部だけが得するようなイメージでとられる行政はこれからもずっと避けてほしい。その辺よろしく。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員おっしゃっていただく意味は私も十分理解できてございます。ただ、私ども当初この4月に農林水産課に行ったわけなんですけど、それまで観光課におったので、その辺の話も聞いていたんですけど、実際本当に1日、2日でそんなに白くなるんなど感覚的に当初は思いました。実際現状としてそういったものが生じておりますので、これは改善をする必要があるんだなということでございます。やはり当初の検討、そこまで検討、研究した上でとい

う部分につきましては、実際そこに魚を入れて研究というのをやってごさいませんので、そういった点ではもう少し慎重な検討ができればよかったのかなと反省してごさいます。大変申し訳ないと思っております。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

先ほども申し上げましたように、経営努力というのは指定管理者として当然今一生懸命やっていたと思っています。創意工夫もかなりしていただいています、少しずつ改善の傾向がみられるというふうに私は思っております。

しかしながら、町民の皆様への説明という意味ではまだまだ足りないのかなと。皆さんもおそらく同じだと思いますけれども、その点につきましては、議員さんを通じて、あるいは町民の皆様にもできるだけ丁寧な説明をしていけるように心がけたいと思います。

○議 長

6番 長野君

○6 番

魚が死んでいるということは事実だと思うので、その原因をしっかりと。こうなんだろうということになしに、専門の業者さんとかいろんなどころにお願いをしてきちんとした対応をしなければ、これからまた続く可能性もありますので、それだけをぜひお願いしたいと思っています。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺につきましても、今回専門業者のご意見をいただいた上で、対応させていただいてごさいます。今後も十分その辺につきましても、考慮した上で取組みをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議 長

6番 長野君

○6 番

そういう答弁でなしに、きちんとした対応をしますと。今まではずっとやっているでしょう。やってでも原因がまだつかめないんやから、より一層努力をして原因究明ということをお願ひします。あなたが言わななら、またクエスチョンや。違いますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

大変申し訳ないです。そのように取組みをさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

7番 水上君

○7 番

お尋ねします。

先ほど古守課長の答弁の中で、パラソルに触れても、もっと屋根を広げていたらパラソルは要らなかった。この水槽についても駆け込みで期間がなくて設置してしまって、検証ができないままに稼働したと。これちょっと私たちも町からいろんな提案をいただいた中で、議会は承知してきて、施設を運営していただいたんですが、そんな話は今まで聞いたことないです。屋根をしていたらパラソルが要らなかったという話も聞いてないし、不備の中で水槽を設置しましたという話も聞いたことないですよ。これを議場で説明されるというのはすごく議会としても黙ってられないですね。そこら辺、今一度確認したいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、パラソルの屋根の件でございますが、私も極端な言い方をしたもので大変申し訳ないです。

当初からというのは、パラソルのときには今2階にイタリアンのスペース、それから左のほうに和食のスペース等々ございます。あのときにJTBさんとかいろんな施設。それから、大きなバスをお客様を受け入れる際、こういった場合には、それを受け入れましたらその部屋の方が満室になってしまうと。そしたら、一般のお客さんが入れないとかいろんな問題がございましたので、JTBさんとかいろんなところと話をする中で、もう少し屋外にスペースが設けられたらお客様も呼びやすいのにとということで、パラソルを設置しまして、そういった対応をしているところでございます。ですから、当初からそういったスペース、屋根があったら、そういったパラソルを改めてということもなかったということの意味なんですけど、ただ、経営の中でこういった旅行会社と話をするとか大型バスの受け入れについてはスペース的なものが足りないんで、それを大型パラソルでカバーをしたというところでございます。

あと、水槽の部分のところにつきましては、当初のところではそこまでの問題が発生するという認識は町が持っていませんでしたので、そういった施工をさせていただき、水槽をつくり上げた。ただ、実際現時点でこのような問題が生じてきていますので、それについては対策を講じなければならないということでご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

7番 水上君

○7 番

パラソルのことも経営の中で提案してきた。特にJTBからの提案もあったとその当初は聞いておりました。誘客するにはという説明の中で、議会でもたくさんの議論の中で承認してきたと思います。だから、施設の当初の設計の中でそんなもの入っていないですし、その辺の話も聞いておりません。だから、引き継がれた課長がそこら辺もちゃんと認識していたかかないと。

それから、1つ。先ほどから聞いておりましたけれども和歌山南漁協さん、設備不良の中で被害者だというような発言がありましたね。これも私耳について離れませんよ。これ、一般の住民の方が聞かれたらどうとらえるかなと。その発言はやはり先ほど来、同僚議員が言っていますけれども、事業をしていますし、営業をしているんですから、その中で設備もほ

かの一般的な方から見たら、普通だったら自分ところの経費の中でやりくりしていくものを、申し訳ないですけどいろいろ出てきます。その中で補正が出てくる。そこで、私たちも一生懸命どうしたらいいかということを考えています。そこで被害者だと言われたら、これどうとらえたらいいのかと、本当に。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

被害者という言葉が適切であったかどうかということは大変申し訳ないと思っております。ただ、実際漁協さんからしましたら、そこに魚を入れたら当然数日はもつという中で、そういう運用をしていただくというのが普通だと思います。ただ、それが次の日の夕方に売りものにならないという事態が発生するのは、向こうとしましてはやはり計算外のことでございますし、実質どれだけの魚を無駄にしたかという面ではご負担、ご迷惑をおかけしてございますので、そういった面で被害者と申し上げました。ただ、その言葉が適切であったかどうかということは謝りたいと思います。

○議 長

7番 水上君

○7 番

そういう言葉はひとり歩きしますので、やっぱり議場の中でそういう発言というのは私もびっくりしましたから、今後外に向けても被害者だという気持ちを当局が持っているというのは大変意外だったんです。共に私たちの施設だと、町民の施設だとのとらえ方をしていますから、管理者が被害者だというとらえ方はちょっと違うんじゃないかと思いました。

それと、もう1つ。水槽ですけども、2年ですよ。すぐに魚が死んでいったという発言がありましたし、それは聞いておりましたけれども、水槽の設計監理というか、水槽の設計に関しての責任はないんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは当初そうした水質の調査もした上で値的にも問題がなかったということの中で、町のほうも現在の施設で十分対応できるという認識のもとで判断をさせていただいたところでございますので、設計業者には責任はないかと考えてございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

こういう施設のトラブルがあったときの保証というのは、この例にはあてはまらないということですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、設計業者に町のほうもこの水質の値であったらいいということの話をして当然発注をしてまいりますので、そういった面ではその部分には責任はないと。

それと責任が生じるとしましたら、このときに使った機器等々には当初の効力、その設計の中にあつたような効力がなかったとか、例えば水が本来であつたらこれだけの水量が上がってくるはずが、3分の1ほどしか出てこなかったと。それについては機器のメーカーなりに保証というものを問えると思うんですけど、今回の分はそういったところの問題というのが出てきてごさいませんので、そういったことでなかなか責任を問えないと考えてごさいます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

この際ですから、商売されている方に対しての質問、苦言は控えたいと思うんですけども、あまりにもひどいのでね。

この間、1年に何回かすさみ漁協さんからケンケンかつおという形で日曜日にまつりをされていますね。何回か、今まで2回くらいされましたね。そのときに下のほうでわいわい新しいかつおで、ものすごく賑わっているんです。私は家内と2人で行きまして、その魚は食べなくて、お昼レストランに上がって、今日は新しいかつおがあるから、レストランで造り定食とたたきの両方、家内は造りを食べて、私はたたきを食べました。下の賑わいと食の内容が違うんです。それも私はテントの下で食べましたけども、テントも私ら2人だけです。ほかの人は外で食べずに中で食べている。下と上とのギャップ。これ下で新鮮なものをやってながら、上でたたき、まあ食べられない。冷凍室から出してきて、上のネギにしてもすべてにおいて、氷から解けてすぐに出てきたようなコシコシの魚。そういうものを白浜のイメージとして、もしお客さんが食べたときにどういう感じで帰られるか。本当に白浜のお客さんに対する食のイメージというの。和歌山南漁協があれ全体をやっているんですよ。その中で上のレストランで出しているものが、品物が違うというこれ。決算のときに、決算の書類をもらうだけでなしに、経営についてそういうところの改善はどうされていますか。食事が上と違いますよという、決算時にそういう監査の苦言を。商売人としてそんな商売をやっていたら、白浜のイメージがどんどん下がります。なんぼ上側で白浜温泉、高速道路ついたから客が増えた。増えたお客さんの持って帰られるイメージ、これリピーターとして帰ってくるか、その辺をものすごく心配します。一番中心のところで作っておられる。だから、そのために水槽で生きのいい魚を飼って、上のレストランでその生きのいい魚をさばいたところを出す。少くとも値が高くていいものだったら皆さん満足して帰りますよ。あんなものなんぼ安いもの食べて、安いからといってああいうものを出されたら、これは漁協がやっている商売としては思えない。その辺も言っておいてください。私らは話しする機会がないので。そちらのほうから言ってください。もし、私が言えというのであれば、行って言います。その辺。

○議 長

関連で、営業のあり方について今問われましたけれども、それらも含めて。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいまお話しいただいたことは、お客様を受け入れる南紀白浜の顔にもつながってまいりますので、十分に配慮していただきたい部分かと私も思います。

ただ、私も実際そのものを食べて、見てということではございませんので、一度私自身で確認させていただいた上で、そうしたことが必要であると。当然議員さんがそういった意見をお持ちなので、そういったお話もあるということも含めまして、町からも申し上げたいと考えてございます。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

1点だけ、関連質問をいたします。

当初この話を聞いたときに、水質が悪くなったのかなと心配しておりました。しかし、お聞きしましたら、魚が生育できる水質との結果であると。しかし、こういった現象が出ているのであるから、当然放っておくわけにもいきませんから、どうするのかなと思っていましたら、今回補正で上がってきているわけであります。

当然白浜町の施設であります。ですから、不具合が出たときには、私が先だっの一般質問でも言いましたように、それにつきましては理解ができるところであります。

しかしながら、この施設については建設当初から町長の答弁にもありましたように、民間業者のノウハウを生かしてという形で、設計段階から現在の指定管理者が、そして実際に運営をされているフィッシャーマンズの関係の方々と一緒に配置図だとか水槽はこういった形でいいとかで、今現在の施設が出来上がったものであろうと。ですから、一方的に私は白浜町の不都合によって、不都合というか検証結果の不足によって、こういった事態を引き起こしたことについて、指定管理者の方に大変申し訳ないと。それは私からしましたら、建設当初から、しかも受けてらっしゃるのは漁業、水産のプロの方であります。ですから、プロの方もこういった水槽で十分魚が生きるであろうとの判断で、今こういった施設になっている。結果的には水槽に入れた魚が1日か2日で表面が白くなって、とても商品として扱えないと。しかし、このまま放っておけないからという形で今回の補正になると思うんです。ですから、今現在運営されている指定管理者から町が一方的に言われるというのも私からしたら少しどうかなという点がございます。

もう一度繰り返しますが、これは建設当時から指定管理者であります漁業関係者の専門業者。ノウハウをもってこの形でいいということで建設進めてきた経緯があろうかと思うんです。しかし、原因結果、先ほど同僚の長野議員もおっしゃいましたが、水質検査ではなんとか魚が生育できる値であるけども、取水口から汲み上げた海水に原因があるのかどうか。しかし今のところ科学的な検査では魚が生育できる水質であると。今回の策については苦肉の策かなと。

あと願うのは、これをしてやはりまだ魚がどうかなとなったときに根本的に取水口からとなりましたら、次にも上がってくる予算は多分千万単位のお金であろうかなと推測されるわけですが、今回の件でうまくいけばなと思いますけれども、何も町が一方的に不具合をして、指定管理者に迷惑をかけているということでないとは思いますが。その理由はくどうですけれども、建設当時からいろんな指定管理者になられる方からのアドバイスとかいろいろあって配置とかこういう施設、設備でよいという話でもって今現在の施設が出来上がっているわけですから、あまり一方的に町に瑕疵があるかのような発言はどうかと私はその点だけ指摘したいと思います。そう感じていますけれども、その点について町の考



え方はどうでありますか。1点だけこの関連についてお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すみません。私は指定管理者とのどのようなやりとりが当時あったかというところは確認できてございません。

今の時点でお話を伺う中では現在の施設、今の水槽を設置するときに全く思っていたといえますか、水槽のものにどのようなものを付けて、どのような水槽にするかというあたりまでは指定管理者とは十分話ができているというようなニュアンスを受けました。

というのは、本来でありましたら、水槽というのは、これは専門業者も言うんですが、地下を掘ってそこに基礎なり何なりを埋めて水槽を置くと。ところが、それをまったく掘らずに地面に基礎を乗せてその上に水槽を乗せてあると。魚をどうやって取るんなど。高いのではしごに乗っていちいち取って売らんのかという議論が2、3日前にあったと。それで、その施設を入れ替えた。当然、指定管理者側としては、経営をしていく中で、十分いろんな研究をされて、従業員の育成なりなんなり、非常に町のほうも当初4月の開業と言って、7月までずれ込んだ中で、かなりの努力をしていただいております。ですから、水槽の滅菌装置のところが多分ところで、多分ところのものがあっていいというあたりまで、果たして指定管理者のほうから言えるのかどうか。当然町がやはり十分研究した上で魚の死なない水槽をご用意させていただくというのが本来であるかと思っておりますので、私は今回の分については町のほうが申し訳なかったのかなという認識を持っております。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

すべてのこういった施設について、指定管理者になられた方に一から十までとそのような形を話さないわけで、やはり基本的なアドバイスであるとかこういった施設が望ましいとかそういう形の話は当然指定管理者と白浜町との間で話をされたであろうと。

それともう1点、裏づけといいますか、当時の施工業者さん、建築をされていた方から直接お聞きしたわけですが、施工しているときに指定管理者にあられる代表の方が工事現場に来て、ここをこうしてくれ、ああしてくれと、あまりやかましく言うから、「あなたから発注されてない。これは白浜町からの発注である。」とやり取りがあつて、直接注意といえますか、勝手に工事現場に入ってきて、ここを変更してくれという事実も実際聞いたわけですが。それは当然施工業者としましたら、注意をしたわけでありまして、基本的には一から十まででなくても、だいたいこういう形でやってくれよとか、基本的なやりとり、当然話はあったであろうという形で、何も一方的に白浜町だけに瑕疵があるんかなというのはいかななものかなと、それだけ1点指摘させていただいたということです。

○議 長

12番 南君

○12 番

根本的なことをお聞かせ願います。

町は常々指定管理者との信頼関係が大切だと。それはもう当然のことです。しかし

ながら、先日の一般質問の中でも、同僚議員が言っていましたように、決算が提出されていますけれども公開はされない。そういう状態なのに、我々町当局と議員、あるいは町民との信頼関係が築けますか。だから、決算がどうなっているのかわからんのに、この予算をはい、はいというのはどうも疑問に思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに議員おっしゃるように、信頼関係というのはある程度相手のものもすべて見せていただいて、こちらもすべてさらけ出してという中で、人間関係、信頼関係というのが出てくると私も理解してございます。そういう面ではおっしゃっていただくことは十分わかります。

今回の公開されていないという部分につきましては、1つの理由としましては、これまでも相手方にも今の時点で承諾も得てないという個人情報であるということで、公開をさせていただかないというのですけども、これが仮に相手方が承諾をしたという状況の中でも、例えば、私どもあの施設で年間2億円の赤字が出ていましたよということがあった場合ですよ。これは施設の運営自体に前回のときに生じましたような支障が生じますので、それは相手方が承諾いただいても、町として指定管理の施設を運営していく中で、これは表に出したら町の事業に支障が出るものであるという判断の中で控えさせていただく場合もございます。私どもそういったことで、お互いオープンにしていろんな議論をするということをしたいわけなんですけど、やはり昨年実際問題としまして、町議会での一般質問の中でのやり取りが報道され、それが実際の運営に支障をきたすという現状があったのも事実ですから、その辺は慎重に取り扱うべきであると考えてございます。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

今、段々の議員の議論を聞いていまして、私も椿はなの湯の関係で本来、指定管理者制度とは何たるものやと、今考えていたんです。

この補正で、椿はなの湯は水道設備が漏れるということで補正をお願いいただいているのですけども、今、議員の皆さん方が言っていることは間違いのないと思うんです。しかし、その指定管理自体、これは町長もちらっと言っていましたけれども、もちろん信頼関係の中にあってやっていかなんだろうと思います。その経営を助けていくというか、どのような格好で商売がうまいこといくようにするのか、これはもちろん指定管理者側の経営努力も絶対必要なものだと思うんですけども、何か根本が違っているような気もするんです。

ここらについて、指定管理者制度のあり方自体ももうちょっと議論していかなんたらあかんのちがうのか。今日は時間がないからいいと思うけど、はっきり言いまして、これは椿はなの湯だけでないですよ。日置の海来館、リヴァージュ・スパひきがわも私は絶対にそんなに上向きでないと思うんです。右肩下がりになってくると。そういう部分では、やっぱり町政の中でいかにこの施設を盛り上げて経営していくか、ここらが課題になってくるんちがうかと。なと。

皆さんの発言は決して間違っていないと思いますけれども、本来の指定管理者制度のあり方についてもう少し議員も当局も議論をしていく必要があるんちがうかなと。もし回答があつ

たらしめていただきたいんですかけども、なければこれで。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副 町 長)

今、楠本議員からご意見いただきまして、基本的なことを申し上げますと、当初予算のときに、リヴァージュ・スパひきがわの健康交流拠点の特別会計。これは議員の皆さんもご承知のことかと思えますけれども、施設修繕費で1,460万円の予算を可決していただいています。これは、日置の議員さんでしたらご存知かわかりませんが、全館空調がひとつになっていて、ポンと押せば全室お客さんが入っていようがいまいが同じように空調がかかってくるわけです。それでは非常に経営的な問題もありますから、それを直していただきたいということと、エレベーターが劣化してきたということについて、補修として1,400万円。これはすべて町費です。指定管理をしていただいている館は町のものでありますから、施設は修繕が必要であれば、町がしますということです。

今、楠本議員がおっしゃいましたけれども、椿はなの湯の劣化について今回90万円です。

それから、もう1つ補正をお願いしておりますのは、17ページに施設修繕料、これは平会館です。これも指定管理を受けている施設です。そういう面で、基本的に押さえていただきたいのは、やはり施設を町が所有しているということで、修繕が必要になった場合は、協定書にある金額以上のものであれば、町がするというスタンスをとっていきたいと。今までの議員のご意見はもっともなものが多数あるんですが、そういう基本的なことを守っていきたいと考えております。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

今、副町長の意見を拝聴して、私見ですが、例えばリヴァージュ・スパひきがわであろうがどこであろうが、どこの部分まで白浜町は施設の修繕に力を貸す。その線引きが今後必要かなと思います。私はリヴァージュ・スパひきがわのときに尋ねたことあるんです。冷蔵庫壊れたから冷蔵庫まで直すんか。エレベーターは仕方ないと。そこを尋ねたことあるんです。今回においても水槽まで、ひとつの事業体の営業の一環の水槽まで本当に白浜町の施設として直していかなあかんものかどうか。延々と直していかならんところが問題になってくるんちがうかなと思うので、私も楠本議員が言っているように、指定管理に対する責任等の話し合いと言うのは十分していかなあかんのちがうかなと、このように思います。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

今、楠本議員がおっしゃったことについて、我々も町共々せんならんのちがうかなと思うこともそうなんですけども、今、玉置議員の質問の中にもあった施設の問題ですけども、今回の場合は水槽をするということですよ。仄聞するところ、あの水槽ができてから、半年くらいで兆候が出ていたということを知ったことがあるんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

どのくらいということは私も確認はできていないんですが、当初からそういった状況が当然起こっていたんでないかということで認識してございます。

○議長

2番 三倉君

○2番

そうしますと、設置したその時点で、そのものが欠陥であるか何らかの形があったととれるわけですね。それとったことについて、先ほど水上議員の質問の中では設計のミスはなかったと言うんですね。そうですね。設計のミスはないけども、調査してもらった結果、角の水槽でなしに丸い水槽にせんならんという結果も出てきているわけですよ。で、そういうことは直接の原因でないんでしょうけど、そういう格好できていると。要は、指定管理者としては、そういうことも営業できんからしてくれということで、当局としたらせな仕方ないという格好になるんですね。でも、事実として、結果としてこれだけのお金を出さんならんということは事実ですね。前と同じようなものと。その辺について、どこが悪いのか、どこが原因なのかということ。出さんならんことに至ったことも今でないけども、そういうことも含めて。今までの施設の中で割と多いので、私は多いととっているんで、その辺も検証せんならんの違うかなと思います。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

丸いのに替えなければならないということにつきましては、おそらくストレスを感じる中で、丸い水槽のほうが一定の方向に魚がぐるっとまわりやすいと。四角でございましたら、隅の方についてぶつかるとう四角四角に泳ぎますから。だから、そういう部分ではストレスが感じにくいかなという意識がございしますが、現時点で丸とか四角とかそこまでの修繕ということは考えてございません。

それと、今回の部分につきましては、ひよっとしたらですが、当然今ある貝とかエビとかについては死ぬという状況が出てきてないものですから、これは当初のやつで、ひよっとしたら、魚も入れるものによっては死なないということはあったかなと思ってございます。ですから、やはり入れた中でこういったことが出てきたというのは、私どもも当初予想ができていなかった部分でございしますので、これが当初から予測できていたら今ある施設、もしくはもう少しお金をかけて外海から入れるということがあったかと思っておりますので、そういった面では当初の部分の検証というか、費用をいかに抑えるかという中で指定管理者と相談をしながらこれできばってよという中のやり取りであったかなと思ってございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長

2番 三倉君

○2番

だから、今言うような話からしたら、ある程度の町のほうの考え方としてまずかったと言ったのだら、これだけ出ているから、要するに過失にないでも、回りまわったら過失に近

い格好になるわけです。それだけの金を出さんならんのです。それ自身は過失だったらその責任は誰など言ったら、あなた方の責任になるのかということにもなるわけでしょう。だから、そこら辺を今一度検証していくことがあるん違うのかと私は申し上げているんです。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

いろいろとご意見をいただきまして、大変ありがたく思っております。

今、楠本議員、それから三倉議員からもご提言いただきましたように、やはりもう一度指定管理に対するあり方といいますか、指定管理者制度のあり方だけでなく、今現在、指定管理をしている白浜町の施設についても、もうちょっと踏み込んだ皆様方との議論といいますか勉強会も含めてやっていきたいなと思っております。検証もしなければいけませんし、過去の経緯も含めて、もう少しまだまだ議員さんと町民と私どもの間には温度差といいますか、なかなか議論が深まっていない誤解等もあるのかなと思いますので、これから前向きに皆さんと一緒にこの施設について、特にフィッシャーマンズワープ白浜については、いろんなご意見がありますので、ぜひとも誤解等が解けるように検証してまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

答弁に引っかかるわけでないんですけども確認だけ。

水槽を丸にする。水の流れをつくる。今まで死んだ魚がタイという品目だけ出ていますね。回遊魚であれば、それは水も回さんならんと思います。ですけども、水槽に入れる種類によっては底ものでガシラとかであれば、底におるんやから、別に水を回さんでもいんじゃないかと思っておりますので、だからその辺のところをどういう区分けでされるのか。それも今後新しく入れるとなれば、その辺も事前に、やっている方もプロなんですから、その辺のところをきちんと最初から精査して二度とないようによろしく願いしておきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺の部分、十分肝に銘じて対応してまいりたいと思います。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

歳入のところでお伺いしたいんです。決算報告の書類を見ていると、26年度の基金の状況というのが出ているわけですね。ここに利息というところで122万円計上されているわけやけど、実際に補正では10ページで425万円余分に入ってきたという形で補正がかかっているわけやね。この425万が余分に入ってきたという内訳。なぜこんなにうまいことようさん入ってきたのか説明をしてほしいです。うまいこと運用したから入ってきたのか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

この件につきましては、未収金対策室ということで、未収金の関係と、同時にこれだけの基金がある、経済もアベノミクスで株価も上昇してきているという中で、基金の運用を十分見直していくという中で、なかなかこれまでいろんな形で基金の運用というのはリスクもありますから、なかなか手の出せないところであったんですけども、やはり周辺市町であったり、先進地の情報を入れながら職員も研究しながら、運用に努めてきておるということで、その努力の成果がこういう形で入が増になるという形で、会計管理者の専門になってきますけども、そちらのほうでこれだけ見込めるよということで我々財政としても大変うれしいお話ではあると。これは職員であったり、会計管理者の努力の賜物と存じてございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

私は随分前からこれは財産を運用せよと今まで言ってきたんですけども、この成果が表れたなと思い、私も満足しながら見ていたんです。これは積極的な財政運用の中で、これからも。こういうのを見て私ども大変ありがたいし、うれしいし。一人の考え方、行動、そしてまた、それに対する追及によって、これだけ町に利益をあげていただいたということで、今後ともがんばっていただきたいなと。よろしく願いしておきます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

15ページの農業振興費につきまして、節19、負担金補助、多面的機能支払事業交付金803万6,000円計上されております。この事業ですけども、以前私が提唱しまして、農地、水、環境の保全の補助事業の継続的な事業であると思うんですけども、今一度確認させていただきます。当初の農地、水、環境の保全につきましては、各地区の農業従事者だけではなくして、各地区民全体といいましょうか、そういった方々との間で団体等をつくり、そこの地域の農地、水、そしてまた環境の保全にあたると。そして、田んぼや畑なり1アール当たり補助金が三千いくら、二千いくらということだったと思うんですけども、そういった基本的な内容については、この多面的機能と名称が変わっておりますけども、基本的な中身については、事業が少し報告せなあかんことが細かくなっているとか、そんなのを聞くんですけども、おおもとの基本的な考え方については、以前の農地、水となんら変わらないものかどうか、まずその点教えてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員おっしゃるとおり、趣旨は同じものでございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

最初のときでありますけども、国庫が2分の1、県、町がその2分の1という形であったと思うんですけども、それについての割合も変わっていないのでしょうか。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

現在は面積に対して単価が決まっております。例えば、農地に支払の中で、田んぼの作業をされるのであれば、1アールあたり3,000円。それに対して各団体のやる面積を掛け合わせた金額がこのような補助金の額になってございます。

○議 長  
1番 溝口君

○1 番

これにつきましては、以前は限定の5年と。それから引き継がれて、こちらの名称になって継続的な事業という形ですけれども、今回も限定的なものですか。以前は5年だったんですけども、そこら辺の目安はどうですか。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

5年というのは今でも変わりございません。

○議 長  
1番 溝口君

○1 番

当然私の地元区でもこの事業に取り組むと区民総会で報告がございました。今、白浜町で何地区この事業を採用しているんですか。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

地区につきましては、当初、平成26年度では4地区が対象になってございました。今回につきましては、14地区を追加で指定ということになります。

それから、先ほどの補助率の部分でございますが、4分の3ということでございますが、そのうち、2分の1が国費、4分の1が県、残りが町ということで、国と県とを合わせて4分の3ということです。

○議 長  
1番 溝口君

○1 番

16ページの観光総務費。節19負担金、補助の観光地魅力創造事業補助金200万円が計上されています。参考資料29-2にこういった形で取り組んでいくということでありまして、実施事業について、目安はどれくらい。ある程度基本的なこと、1から5まで書いていますけれども、それ以外にも委員会が発足となりましたら、あれも必要ちがうかという追加の項目があるのかと思いますけれども、基本的に実施事業については、いつくらいまでやろうとか、そこらの現時点で時期等は決まっているんでしょうか。

○議 長  
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま溝口議員から観光地魅力創造事業についてご質問をいただきました。

参考資料29-2にあるとおり、実施事業については1から5までの温泉体験のプログラムの開発や温泉入浴ガイドの作成。これは外国人向けということで、今までも取り組んできた過去はあるのですが、再度宿泊施設等々のご協力をいただき、インバウンドの数が増えてきておりますので、日本における入浴ルール等も含んでの作成を考えていきたいと思っております。そして、ALL白浜という実行委員会の中で事業を展開させていただくわけですが、その中に、観光協会、旅館組合、商工会、そして和歌山県の担当の方々も入っていただいておりますので、まずはこの5つの実施事業の内容を取組みつつ、その中でそれ以外でもインバウンド向けの取り組むべき内容が出てくれば、協議に応じて進めていくこととなっております。そして、今年度の補助事業でありますので、早い時期に実施事業等、冊子等ができれば、議員の皆様方にもご説明をさせていただければと思っております。今年度事業です。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

今年度に基本的に1番から5番についてしていこうと。そういった案というのは今の観光課長の答弁でありましたら、そういった案ができた時点でもう一度我々にもこういった形で進めていくという案を披露していただけるということですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

取り組むところが、ALL白浜ここでしかできない旅実行委員会で、事務局が観光協会でもっていただいております。町としましてもこの団体に参画していろんな内容等についてのアドバイス等々ができるかなと思っております。最終的にはどのようなものができるというの冊子も含めて成果物として上がると思っておりますので、それらについてはまたお配りできる資料になると思っておりますので、でき次第、議員の皆さんにもお目通しいただければと考えております。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

実行委員会の中身、どういう構成かを聞こうと思いましたが、今、観光課長から観光協会、旅館組合、商工会、町、県ということですが、こういったことをするのに外部のコーディネートを専門的に扱っている、ある程度実績の残されているような外部の識者の方はこのALL白浜の実行委員会の中には入ってらっしゃるんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のことは当然のことだと思います。一応、ALL白浜の団体は先ほど申し上げました観光協会や旅館組合で組織するんですが、実質、魅力創造事業についてはコンサルに委託をするということになっておりますので、コンサルさんがもちろんプロといいましょ



か、この道にたけた方になるかと思っておりますので、そこはきちんとした連携を取りながら、取り組みを進めていきたいと考えております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

確認のためにお聞きします。

11ページの歳入の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金で549万8,000円。それで、10ページの上段、農林水産業費県補助金の中で鳥獣被害防止対策事業補助金となっているんですけども、鳥獣害の県費補助金の中で、サル、アライグマ、イノシシといろいろあると思うんですけども、そういう部分とこの減額になっている11ページの部分は、カゴで取る部分なのか。この予算の組み替えをしている意図は何でしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これまでは県から入るのではなしに、協議会を通じて入ってまいりました。ですから、雑入という形で入れていたんですが、今回県から直接補助金という形でいただけるようになりましてので、その組み替えを行ったものでございます。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

次に、13ページの賦課徴収費、税務システム修正委託料400万円入っているんですけども、固定資産か何かシステムが変わるんだろと思うんですけども、この修正委託料というのは年間契約の中で、保守メンテナンス料等を決めていると思うんですが、そんなに大きくシステムが変わる事態が発生したということでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

税務システム修正委託料につきましては、当初予算で説明させていただいた内容のものですけども、これは予算上表れてきていないんですけども、同じ目の中に償還金利息割引料という還付にあたる金額があるんです。これについて、当初予算から想定以上の金額が年度の前半に集中したために緊急を要し、当初の予算では不足することになってしまったんです。それが9月補正までもたないということで、例えば臨時議会とか専決という方法もあるんですが、内容的に還付ということなので、すぐにしなければならないということもありますし、金額的に確定していくものでありますので、流用させていただくということで、当初予算のシステム委託料581万1,000円の中から、支出が先の話なので、その間ここから流用をさせていただいて、還付金に充てさせていただいたところでございます。

そういう関係で、予算に表れております委託料については、当初581万1,000円でさせていただくもので、戻させていただくというものでございます。実質の400万円中身については流用をさせていただいた還付金のためということでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

16ページの財源の組み替えということで、6、3、4の件ですけれども、地方債で1、460万円ほどあがっていて、それが一般財源になっているということなんですね。地方債というのは町債を利用してということで使うという形になっていたと思うんですけれども、それが財源を振り替えたというのは何か財源があったからと解釈したらよろしいわけですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

この件につきましては、説明のときにも申し上げた部分なんですけど、当初はいろんな地方債がありますけど、この事業につきましては地方債が充てられるという見込みのもとで当初予算を組んでございましたけれども、縷々協議をする中で、漁港のほうで担当と補助をいただけたところ、また起債が借りられるところを協議する中で、この事業については地方債の対象にならないということになりましたので、一般会計でその部分を補うと。地方債の対象にならなかったと。話の中では全くあかんということではなくて、中身の協議によっては地方債が充てられますよという中で当初予算を組んでおりますから、当初は地方債が充てられるということで進めておったんですけれども、これが対象にならなかったということで、一般会計でそれを実施するというごさいます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

その財源については交付税なり何なりをもって財源とするという解釈でよろしいわけですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

財源としては交付税になるのかというより、それも含めて一般財源です。補助はないので、一般財源。何を充てているというのはないんですけれども、一般財源で町の費用で起債を借り入れないということです。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

1点だけお願いします。

15ページ、温泉のところでも水中ポンプ400万円あがっています。この水中ポンプはどういう形態の水中ポンプなのか。温泉の水槽の中につけてしまうものか。それとも、源泉を吸い上げるものか。

この400万のポンプは製品だけのものか。それとも、これには工事費も入っているのか。配管材料も入っておられるのか、その内訳。

それと水中ポンプの耐用年数。現在のポンプについて、いつごろ入れてだめになったか。それから、新しく入れるやつはどれくらいもつのか。その辺教えてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員より水中ポンプ購入のご質問をいただきました。

まず、この水中ポンプについては、町の砒湯源泉の温泉をくみ上げるためのポンプであります。6月にも補正をさせていただいたんですが、砒湯源泉が制御盤のエラーを起こしまして、そのときに本来付けていたポンプを引き上げ、現在は予備のポンプを源泉の中に入れてお湯をくみ上げているところであります。この予備のポンプについても、メンテナンス等々をしながら、対応してきたものであり、万が一この予備のポンプが止まってしまうと、個人宅、はまゆう病院のほうにも送泉している温泉が止まってしまう恐れがありますので、もう1つ新規にポンプを購入して、保管しておきたいということです。

この400万円につきましては、工事費等々を含まずに、単に備品購入として、水中ポンプを購入させていただく考えであります。

○議 長

耐用年数についてはどうですか。

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

耐用年数等についてははっきりした年数ではないんですが、実は平成20年にエアコンプレッサーから水中ポンプに変えまして、そのときはポンプというよりも温泉の源泉に入れている揚湯管を引き上げて清掃活動を行うというのが、そのときは春、冬の年2回行っていた経費を削減するために水中ポンプ化しました。水中ポンプにしますと、エアコンプレッサーで源泉を上げるよりも湯の花が付きにくい。イコール揚湯管の中に湯の花が付かない状態で保たれるということで、水中ポンプに変えたところです。ただ、源泉、そしてまた70度近い温泉ということもあり、もう少し源泉の温度が低ければこの水中ポンプの耐用年数が長くなると聞いているんですが、だいたい3年、4年でメンテナンスを行って、1つ追加で備品購入で買ったりということを繰り返しております。ということで、耐用年数はもう少し長いかわからないんですが、源泉の温度、湯の花が付きやすいことも含めて、水中ポンプとして耐用年数で示されているよりは、短い耐用年数になっているというのが現状であります。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

いつのころかコンプレッサーで上げているのを水中ポンプに変えたということですが、水中ポンプに変えるというのは筒の中にずっと底まで入れてそして配管で上げるということですね。それであれば、温泉にじかに水中ポンプがつかってしまう。これについては、温泉ということでご存じのとおり湯の花が付きますね。そのメンテなんかはどの程度。かなり付くと思うんです。3年、4年で本当にいけるものか。メンテはしょっちゅうしているのか。1年に1回くらいやっておられるのか。その辺のところ聞かせてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

今、古久保議員からご指摘あったとおり、実は温泉の中に直接ポンプをつけて、そこで温泉をくみ上げます。先ほど申し上げたとおり、温泉の温度が高いため、早め早めのメンテナンスの必要性というものが業者さんから言われております。ただ、1年に1回ということではなく、2年に1回くらいを目安に引き上げて、そして予備でポンプを持っていれば、その予備と交換しながら、使って、そしてまた上げたポンプについてはメンテナンスを行うということを繰り返していきたいと思っております。

ただ、今回は2年に1度というメンテナンスが少し長引いたこともあって、それが原因かどうかはわかりませんが、先ほど申し上げました、5月に一度調子が悪くなったということもありましたので、今後は高い水中ポンプでありますので、なるべく早い時期にメンテナンスを行って対応をしたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

1基400万円という水中ポンプなので、今まで1台だけでやっておられたと。それで、ぼちぼちとメンテせんなんと、取り替えんなんと。また修繕もせんなんとということで、新しいものを買うということで、これからは2台によって交換しながらやっていけるということによろしいんですね。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

すみません、少し説明不足でありました。今までも2台体制でやっておりました。ただ、今回5月に制御盤等々が故障したポンプにつきましては、修繕をお願いしたんですが、修繕ができるような状況ではないということで、今現在入っているのが予備に置いていたものを砒湯源泉に入れております。そして、もう1つの予備として今回400万円計上させていただいている新たに水中ポンプを買って、それを予備で保管を行いたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

10ページの財産収入というところで、先ほど玉置議員が質問しておりましたけれども、425万円。これは基金の運用利子となっておりますけれども、この基金というのは貯金とか預貯金している部分も、あるいは国債を買って運用している部分とか、また投資信託を買っているとかあると思いますけれども、この425万円というのは利子とか配当にせよものすごい金額ですね。それで、基金のいくら、投資信託とか国債とか、また預貯金しているのか。425万円はこれでよろしいかと思うんですけども、8月の第2週目から世界同時株安ということで、株価が下落していると思うんですけども、この425万円という数字はいつ時点の数字なのか。

そして、投資信託とかこういう商品を買っているのか買っていないのか。いかがですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

今細かな資料を持っていないのですが、世界株安というお言葉がありましたけども、だいたいの運用は地方債の購入が主になってきますし、投資信託とかそういう方向でなくて、ある程度安定した部分になります。

基金を普通に預金しておれば、0.025とかの運用ですけども、そういう部分については専門家の意見も聞きながら、長期のものもあれば、短期のものもありますけども、基本的には安定できるように短期の部分で今まで運用はしてきておりますけれども、それも状況を見ながら長期の部分に切り替えてとかいうことで、425万円がいつの時点のものかというのと、切り替えていきますので、なんとも言えないんですけども、これはこの運用を1年間いろんな形で繰り返して425万円の見込みが上がってくるという予算です。それが、例えばいろんな形で基金の運用を止めんとあかんといういろんな情勢がありますので、損をしてはあきませんので、もう止めてしまって売ってしまうということになりますから、それが現実的にこの数字になってくるかというのは微妙なところがありますけれども、今の状況の運用でいけるのであれば、これくらい見込めるという数字でございますので、いつ時点と言われると何とも言えないところがございます。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

そしたら確認しますけども、投資信託とかそういう運用はしていないんですね。

○議 長

番外 会計管理者 大谷君

○番 外（会計管理者）

現在、ほとんどが銀行へ定期預金という形で運用を行ってきたところでございます。しかしながら、超低金利の状況の中で少しでも運用利益を上げるということを考えまして、昨年度から地方債の購入を始めさせていただきました。運用の指針というものを設けておりまして、今購入しておりますのが、約8億6,000万円の債券を運用させていただいております。10年の債券購入いたしますと、先ほど一般の銀行の0.025というところで毎年繰り返しておりますけども、債券を購入しますと、10年ものであれば、0.533とか0.54という基金運用の利子が毎年入ってくることになりますので、例えば1億円を債券で運用しますと、銀行の金利の利息の差が年間約47万円のかんりの差が出てくるということになります。それを財政当局と相談しまして基金運用を図っているというところでございます。

株価の下落等については債券購入とは直接関係ないと。すべて全然関係ないということではないですけども、関係者の話から聞くとそういう話もございます。

運用にあたりましては、安全性を確保しながら購入をさせていただいているというところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第70号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第70号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 12時43分 再開 13時48分)

○議 長

再開します。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長が決定しました。

委員長に7番 水上君、副委員長に6番 長野君と決定いたしましたことをご報告いたします。

---

(10) 日程第21 議案第71号 平成27年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 議定について

○議 長

日程第21 議案第71号 平成27年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 水上君

○7 番

歳出8ページですが、目1の特定健康診査等事業費の説明の中で、節13委託料にデータヘルス計画作成委託料297万円。国保加入者の長寿計画のためと聞きましたけども、これはいつ、どう活用されるのでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外(住民保健課長)

このデータヘルス計画というのは、議員が今おっしゃられましたように、国民健康保険に加入する皆さんの健康寿命を延ばすことを目的としてやるものということで、保険事業というのは町はやっているんですが、特定健康診査の結果とか、診療報酬明細書、レセプトなどのデータを活用しまして、有効的な保険事業をやっていくという計画でございます。これは県から補助金があるので、こういう計画を立てて、有効的な保険事業をしてはどうかということで、今年度白浜町が手をあげるものでございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

具体的にはどう活用していくという事業があるとかそういうことはないんですか。一般的

に住民に還元できるような、データを何か活用していくための事業というのは具体的に今まで決まっていらないですか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

今具体的に決まっているわけではございません。この計画をつくる中で、レセプトデータとか特定健康診査のデータを分析しまして、どういう分野を重点的にやっていったら効果があるかということで計画を策定するものでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第71号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

（11）日程第22 議案第72号 平成27年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

○議 長

日程第22 議案第72号 平成27年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第72号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

(12) 日程第23 議案第73号 平成26年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

○議 長

日程第23 議案第73号 平成26年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第73号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

(13) 日程第24 議案第74号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議 長

日程第24 議案第74号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。



(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第74号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

(14) 日程第25 報告第11号 第49期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第25 報告第11号 第49期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

インバウンドも観光客が増えて、ここの状況が改善したというこふうに多少なりとも書いている中で、ソフトクリーム等利益率の高い商品に力を入れたということで、5万円の利益が出ました。物足りない数字なんですけれども、借入金五百何十万円減っているという中で、去年よりも一昨年よりも順調にきたなと思っています。指定管理委託業者に対して経営コンサルのための費用を50万とかいろいろなところを町は出す計画にしておるけれども、この町直営の観光自動車道の経営は、今内容を見ると飲食以外の物販のところは非常に苦戦しておる。その中で、どういった商品がニーズとしてあるのかとか、これからどういう店づくりをしたらいいのかというコンサル業務をそういうところにもお願いするなり、もっとそういうところの知識を持った方に相談かけるなりして、その部門をもう少し充実させていくような心がけとか、思い入れというものは考えておるのでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この経営状況につきましては、コンサルの方、税理士さんですけども、いらっしゃいまして、税理士さんからもいろんなご意見あるいはご提案をいただいております。例えば今おっしゃっていただきましたように、インバウンドが増えているということで、インバウンドへの対策ということで、これからも減少することがないので、ここの観光の中でもインバウンドのマーケットにかなりこれから力を入れてはどうかとか、あるいは今現在は確かにお土産の部門の物品の販売が低迷しております、喫茶軽食部門で利益を上げているという状況がございまして、売り場コーナーもいろいろと工夫しまして、売れ筋商品をできるだけ多く取り入れたり、あるいは喫茶コーナーでもアイスクリームなんかの種類を増やして対応しておりますので、かなり経営的には今努力をしておる状況でございます。1階と2階の方々にも

お願いをして、1階の部分と2階を経営していただいている別のレストランを運営していただいている業者にもお願いをしまして、双方できるだけ力を合わせてやっていただけるようなことも今お願いをしております。その中で少しずつ効果が出てきているのではないかなと思います。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

努力は私もわからんでもないんですが、いかにも株式効率が悪いなど。普通、株式会社という、一株益0.5円、6円とか1円も一株に換算したら出ていないんです。だから、株式効率が悪いと言わな仕方がない。そこで、やはりもう少し収益が上がるようにいろいろと考えていかならん中で、税務関係の方にお話を聞くのも結構ですけれども、もう少しそういうところでコンサルでも財務的なことを聞くのではなしに、販売的なことを聞くのであるから、もう少しその辺のコンサル業者とかそういう選定をしながら、取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

4ページですが、借入金が今年度300万円ほど当期で増加。これは何のためにというか、運転資金であるのか、何か備品を揃えたのであるとか。この内容はどういうことで借り入れになったのか教えてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員から新規の借り入れ300万円についてのご質問をいただきました。運転資金として活用させていただいているところでございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

例えば、たな卸資産で前期と決算額では増えているんですね。だから、ここらも商品があんまり動いてないというところでどうなのかと思うんですが、ここらはどういう説明を受けておりますか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

たな卸資産が80万円ほど増えているということで、これについては商品、先ほど町長からも答弁ありましたとおり、売れ筋、売れないもの、いろいろ商品の中ではありますので、金額を少し上げたもの、高価なものというものを置いて、その差がたな卸資産として出てきているものであると聞いております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

そしたら、決算が出てきているわけですがけれども、たな卸資産がもう少しあって、最終的な決算額だと思うんですがけれども、今、説明ありました金額、少しいいものということですが、その成果はどうだったんでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

成果については、きちんとした説明を店長から受けていないところです。

ただ、先ほどの話にもありましたとおり、インバウンドのお客様も増えているということで、置く商品は多種多様なものが求められていますので、その辺も含めまして、いろんなものを置きすぎるというのもなんですけど、売れ筋のものを調べながら、いろんなものを置きたいという店長の考えもありますので、今後この辺についても、残るもの残らないもの等もありますので、担当課としましてもその辺の協議を進めていきたいと考えております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

今、課長の説明にありましたように、今後やはり協議した中で精査していただきたい。商品もどんどん増えますから、物販というそこら辺は要るもの要らないものを精査する。

そして、運転資金の借り入れというのもちょっと問題があるかと思うんです。今後に向けて、その辺もこれ以上増えていかないように、償還もあるわけですから、よろしく願います。そこを聞いてまた協議してください。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

インバウンドの関係で売り上げにも影響すると思いますけども、通訳関係の対策はどうされているのか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

今、古久保議員からご質問いただいたとおり、インバウンドの数が増えております。特に東アジア、香港あたりのお客が多いですので、中国語等を話せる方がいればいいのですが、通訳のところまでまだ手を回せていないのが現状です。その辺を確保できれば、なおいっそうインバウンドの方の消費金額が上がってくると思いますが、厳しい状況の中でやっております。逆に厳しい状況だからこそ、そういう通訳を置いて、インバウンドの消費を上げるということもひとつの考えだと思いますので、その辺りについては、予算等々もありますが、店長とも協議した上で進めていきたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

通訳については、やはり商品の売り上げにもかなり影響してくると思いますので、もし通

訳を専門的にしなくても、町内の方で中国語を勉強されている方も探せばあるかと思うんです。その辺を募集されるとか協力してもらおう形で、正式にあたらなくても、通訳をお願いできませんかという形で雇えないものかどうかというところを考えていただきたいと思います。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

10ページの販売費及び一般管理費の計算内訳の中で、地代家賃が去年は259万あがっているわけやね。今年は52万円に減っているんやけども、これはどういう。今まで地代はどこに払っていたのか、その辺を教えてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

この地代、前期分までも今期分もそうなんですが、金額的には前期分までは21万6,000円の月々かける12で259万円ほどになるんですが、町有地で貸借しておりますので、町への収入ということになっております。ただ、この株式100パーセント、現在白浜町が保有しているということもあり、この地代についてはかなりかさんで、これらが経営状況を圧迫するというので、金額を改めまして、昨年度からこの52万円ほどの地代に変更させていただいたところですよ。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

そしたら考え方としたら、決算で5万円の利益が出たけど、これは家賃として町に対して払わんならんやつを200万円ほどきばってもらっているから上がったというとらえ方でいいんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

地代の受け入れる側の担当としまして、これまでは250万円から50万円に下がっているんですけども、これは観光自動車道との契約の中で見直しの時期がその時点であったということです。町から逆に言いますと、長い間見直しをせずに、よい時代の賃料で支払っていたのを、きちんとした計算をすると50万円になったということで、本来なら一昨年も50万円ではよかったのかという疑念が出るんですが、ただ契約がそうなっていますので、過去に算定した額ですつといただいていた、見直しの時期がそこにあつたので、見直して、きちんと評価を出した上で算定するとこの金額になったということです。あえて下げたということじゃなくて、普通一般的に見直しの時期で見直したということでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第11号は以上で終わります。

---

(15) 日程第26 報告第12号 第18期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第26 報告第12号 第18期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第12号は以上で終わります。

---

(16) 日程第27 報告第13号 平成26年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について

○議 長

日程第27 報告第13号 平成26年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

先般、はまゆう病院におきまして、議員との懇談会が開催されまして、私も出席したんですけども、懇談の時間が少なかったもので、その場では質問できなかったんですけども、1点、はまゆう病院と白浜町の関わり。町としてどういった考えを持っているのかこの場で聞かせていただきたいと思います。

これは白浜町立はまゆう病院ではございません。公益財団法人白浜医療福祉財団となっておりますけれども、当町とはまゆう病院との関係というのは公益財団法人ではありますけれども、白浜町と密接な関わりがあると。ですから、町長がはまゆう病院の理事長であるという中で伺います。

当期の経営状況が載っております。15ページにも経営状況の収支、当期利益はマイナス1,166万7,000円。今のところこういった金額でありましたら、はまゆう病院内においてなんとかやりくりがしていけるであろうと思うところではありますが、これからの病院経営の先行きを考えたとき、はまゆう病院的な、中規模といいたいでしょうか、経営規模がそう大きくない中小の病院経営はこれから大変難しい時代になるのではなかろうかと。その中

で、この経営収支がもっと悪化してきた場合、我が町としてどこら辺まで支えられるか線引きといいたいでしょうか、町としてはまゆう病院への関わり方といいたいでしょうか。そこら辺の町としての基本的な姿勢、考え方について、あるようでしたら伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

事業報告の総括の中にもございますように、1993年2月に設立されて以来22年間ということで、この病院が運営されてまいりました。2012年4月から公益財団法人のスタートいたしまして、ちょうど3年が経過したところであります。

町といたしましても、私が理事長という立場もございますけれども、病院の経営につきましては、谷口院長以下、経営陣の努力によりまして、今現在、誠心誠意取り組んでおるところでございます。

しかしながら、院長あるいは松尾副院長のお話などを聞いておりますと、やはりこれから数年間、あるいは今後も厳しい経営状況が続くであろうと。新本館の建設も済みまして、これからのいろいろな課題もございます。リハビリテーション機能を充実させるためにもリハビリをどうするかという新しい施設の検討も今行っておりますので、今後まだまだ必要な経費等もかかってくると思います。

その中で、やはりより一層の公益性と透明性が求められるということで、財団法人としての立場がございますので、町民にできるだけサービスの質を低下させることなく、医療の充実に努めてまいるのが責務だと考えてございます。

しかしながら、病院を取り巻く環境、経営状況は非常に厳しくなるということで、白浜はまゆう病院としての機能をもう少し特化して、総合病院でなくて専門のある分野、例えば整形外科なら整形外科、心療内科であれば神経内科ですとか、そういったものの充実を図ることによりまして、出来る限り特徴のある病院の経営に努めていくということも経営者からも聞いております。私もそれは一定の方向性というのを町民の皆様にお示しする必要があるのではないかなと考えてございます。おそらく、ここ数年、経営状況は非常に厳しくなって赤字が続くと思いますけれども、そういうシミュレーションも出ておりますけれども、その後どういう病院経営をしていくのか、これは患者数が少子高齢化によりまして減っていくというのは自明の理であります。その中で、これからは在宅医療ですとか、いろんな分野でまだまだできる部分がございますので、その辺はまゆう病院としまして、白浜医療福祉財団としまして、これからできるだけ地域医療の確保と向上に努めてまいりたいと考えてございます。

経営的にはこれから私も病院といろいろ協議をしながら、今後どういう運営をすればより安定した経営ができるのかということをしつかりと議論をして、そしてまた町民の皆様にお示しできるように持っていきたいと考えてございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

今、町長がおっしゃいましたようなことが当然であると思います。しかし、現実的に赤字経営が続いて、まだ病院内でなんとか資金のやりくりができるときは病院の経営努力でやっ

ていただけるわけですが、これはどうしても町からの資金投入という事態になったときに、町からの資金投入がない場合、これ以上経営の先行きが立たないとなった場合の町としての基本的な考え方。今現状はなんとか頑張っていたいただいているわけですから、こういったマイナス思考はどうかということはあるんですが、大変厳しくなってくると。これは町長も認識をされていらっしゃるんですけども、現実的にそういう事態になったときに、資金的な下支えをする用意があるか。そして、そちらにばかり資金投入というわけにもいかないかと思うんですけども、そこら辺の基本的な考え方についてはどうですか。資金的な考え方でありますけども。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

仮定の話にはちょっとお答えしかねますけれども、やはりこれから経営状況に応じて、病院側から相談があった場合は、町としましては可能な限りの支援をしていきたいと思っております。もちろん、これは費用面だけでなく、医師の不足に対しては町も一緒に病院に協力するためにいろんなところに出かけておりますし、これからも経営にもものすごく影響するような状況になれば、そのときは皆様にも相談させていただきまして、経営の安定、確立のために努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

細かいことになりますけれども、もう1点指摘をさせていただきたいと思います。

7ページ、新本館建設工事という形で事業費・財源内訳となっております。この中で、今、町長が言われましたように、新本館ができて、あと2期工事、温泉リハビリ施設等の今後計画とこちらに説明が載っております。その中で財源内訳の中で損害賠償和解金。これは2期目の議員のときに最初に工事関係に携わっている方からどうもおかしいという形で、それが全員協議会の場であったと思いますけれども、はまゆう病院からの報告の全員協議会で工事の不手際があるということで、明るる日に新聞に載って大騒ぎになり、その後、新聞報道のとおりで、双方の弁護士が入って損害賠償和解金5億5,000万円と、臨時的収入といたらおかしいですけども、そういったことがありました。

その中で、1期工事が当初よりも2年ほど遅れたんですけども、1期工事が終わりました、続いてこちらの説明にありますように温泉リハビリ施設と。当初は3億円くらいの予算規模でだいたい計画が進められておったと。ちょっと忘れましたが、7億円くらいの施設規模を考えていると我々議員に報告書の配付がありました。本来でありましたら、これがこの内容では建築物価等の高騰があり、そしてまた事業の実施については求められているニーズ費用対効果を含め慎重な判断、検討を引き続き行いたいと。本来新本館を建築して2期工事であるんだったら、新本館建設時において、2期工事はこうであると。本来病院内において計画立案されていなければならない。しかしそのあと、また3億円くらいの予算規模のところ7億円くらいの予算規模を考えられていると報告書がありました。しかるに、今にまだ建築物価等の高騰があり云々となっておりますけども、そこら辺のところ、はまゆう病院内でうたってはおるけども、まだ2期工事の温泉リハビリ施設が大事であるけども、病院の力量

といいますか、2期工事についての基本的な考え方がまとまっておらずに、3億円から7億円という報告書があったんですけども、ここら辺はちょっと頼りないように私は感じるんです。

ですから、町長ははまゆう病院の理事長として、これを言っていただきたい。議会にまで報告で、7億円規模でいきなり4億円増の事業計画であると。それを言うておきながら、いまだにそれが示されずに今回の決算の報告書の中では今後引き続いて検討してまいりたいと。あるときには3億から4億円増の7億円の事業規模を考えておると言うておきながら、今こういう状態なんです。ここら辺はちょっと曖昧すぎではないかと。町長は理事長として病院内での会議の場において、その旨を理事長として、やはり計画は計画として、前向きな計画であるんだったら病院内で計画立案をして、早く収益増が見込まれるような温泉リハビリ施設の2期工事にかかるべきである。それが見込めないようであれば打ち消すというのは結構であります。いったんそういう形で報告をしておきながら、今こういう文言というのは少しおかしいのではないのかと指摘をさせていただきたいと思えます。

その点、理事長としてあちらでの会議の場においては、そういった基本的な考え方を示していただきたいと思うわけですけども、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この記載に関しては別に問題はないと認識しております。この新本館建設工事についていろいろな施工ミス等によりまして工事が中断されたり、施工業者の変更ということもございまして随分と皆様には大きな迷惑をおかけしたと考えてございます。

その中で2期工事につきましては、将来的な経営状況、そしてまた今現在おかれている白浜はまゆう病院の現状を踏まえまして、私はできるだけ早く皆様にお示しをしたいと考えてございます。

温泉リハビリ施設については、白浜はまゆう病院の皆さんも経緯、歴史はよくご存じでございますので、白浜温泉の療養病院ということでスタートしたことでございますので、ここはやはりいずれにしても絶対にこれからもこの部分については規模の大小は変わるかもしれませんが、なんとか実現をしていきたいと考えてございます。やはり、病院としましてもここは強い部分、病院の強みであろうと、武器になると思っておりますので、特化した分野での温泉リハビリ施設というのは重要であると認識しております。これは評議員会や理事会でも皆さんと協議しながら、はまゆう病院の役員、経営者とも懇談、協議をしながら、最終的な方向性を近い将来できるだけ早い時期に出していきたいと思っております。それは、町民のみならず、近隣市町の願いでもあると考えてございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

私が申し上げたいのは、そういう事情で早期にしていいただければと思うところは町長と一緒にです。

私が少し無責任ではないのかと思っている点につきましては、先ほど言いましたように、当初は3億円くらいで温泉リハビリ施設と聞いていたわけです。それが、何カ月も前か議員に



もう一度ならせさせていただいてから、はまゆう病院から議会へ提出された報告書の中で、7億円規模の温泉リハビリ施設の2期工事を考えているとの報告が我々議員にもありました。その時に当初3億円といていたのが、厳しい財源の中で4億円増しの7億円規模とは思いつつあるから、3億のものが4億増と報告かなと思っていましたけども、なかなか2期工事の話が進まない。先般のはまゆう病院との懇談会のときにこれと同じ資料をいただきまして、同じ文言ですけども、もうちょっと慎重な判断と引き続き検討してまいりたいと。

そうであるんだったら、一度報告書は以前3億から4億円増しの7億円の事業計画案を報告させていただいたけども、諸般の事情でもう少し慎重なといったような打消しをやっていたかかないと、一時は3億から4億ほど増額の計画案の報告書を提出しておきながら、そのあとやはりという打消しもなしに、いきなりと。それだったらいつになればするのかなという形で今言わせていただいただけですので、そういった意味において、はまゆう病院の理事長として、早期に組めるものであれば早期に組み、また引き続きもう少し慎重となれば慎重にという形を正式にいただけたらなということであります。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

前回の懇談会のときにもお聞きしたんですけども、はまゆう病院、関連するかと思えますけども、将来の経営の展望。

これを見ると31ページ、減価償却費が前年度より1億円近く増えております。この減価償却がかなりこれから何年か増えるだろうと思うんですけども、そんな中で、それと、人件費。副院長の話では61パーセントが人件費で占めるという報告を聞きながら、また長期債の利息も続く。だから、5年から6年、10年にかけてかなり厳しい面が出てくるだろうという監査報告もあるように、将来的にかなり私はしんどいなと思うんですけども、そういう意味でひとつ提案したいんです。

以前言われていましたように、観光医療に取り組むことができないものか。何年か前に白良浜を裸足で歩いてどうこうという話もあって、観光医療という形で一応観光目的に人間ドックを白浜町で募集する。都会とのつながりもありますので、関東圏、関西圏、都会とのつながりで人間ドックを募集して、宿泊を兼ねた人間ドックという取組み。はまゆう病院は医療については、すばらしい機械があって、全国的には自慢のできる機械が入っているということで、私も信頼して人間ドックには毎年行っているんですけども、そういう中で、それを打ち出して、都心へ呼びかけて、そういう募集をして、それに取組む前には医師の同意がなかったらできない。やはり医療の関係ですので、お医者さん関係がそんなしんどいことはやめやというのであればできないだろうと思うけれども、経営がしんどいんやから取組もうやないかという形であれば、これは観光として宿泊関係も増してくるだろうと私は思うんです。そういう一例ですけども、そういうことができないものかと提案したいと思うんですけども、町長の所見は。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、古久保議員からご指摘いただいたように、今後減価償却費とか上がってくると思いますが、人件費も病院内でもかなり増えてきております。ですから、その辺りも経費、経営の効率化を図りながらやっていかないといけないんですけども、今ご提案いただきましたような観光医療ですとかヘルスツーリズムと言うんですけども、国内もそうですけども、国外。例えば、中国とか香港、台湾の裕福なお客様に白浜へ来てもらって人間ドックを受けてもらったり、宿泊してもらったりということも視野に入れて考えております。国内外からのお客様を呼んで、お客様というか観光客を含めて、そういった考えの方を呼んで、そこで医療を提供していくというのが今後の方向性のひとつだと私は思っております。ですから、これからできる限り、中国人とか香港とかいろんな東アジア、東南アジアの方々ももちろんインバウンドの観光客もそうですけれども、日本に来ておりますので、このあたりの医療の中で取組みができないものかと。

今、看護師さんでも中国人の方が2人とまた2人の4人ほどを採用しておりますので、その辺り。今後もちろん会話ができないということもあるんですけども、これから患者さんとの窓口になってできるだけ多言語化ということも視野に入れて取り組んでおりますので、また一定の方向性が出ましたら、皆様にご報告したいと考えてございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第13号は以上で終わります。

休憩します。

(休憩 14 時 33 分 再開 14 時 58 分)

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告いたします。

町当局から3件の追加議案の提出がありました。これらを日程に追加し、審議をお願いすることになりました。

議会終了後、議員懇談会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

ただいま提出のありました諮問第1号から諮問第3号の3件を日程に追加し、日程を変更して追加日程第33から追加日程第35として直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第1号から諮問第3号を日程に追加し、追加日程第33から追加日程第35として直ちに議題とすることに決定しました。

---

(17) 追加日程第33 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

追加日程第34 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

追加日程第35 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議 長

追加日程第33 諮問第1号から追加日程第35 諮問第3号の3件を一括議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

本日新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。  
諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて、議案書（P. 59～60）に基づき、説明した。

秋田氏は人権擁護委員として適任者であり、人権擁護活動にご尽力をいただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて、議案書（P. 61～62）に基づき、説明した。

岩橋氏は人権擁護委員として適任者であり、人権擁護活動にご尽力をいただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて、議案書（P. 63～64）に基づき、説明した。

深見氏は人権擁護委員として適任者であり、人権擁護活動にご尽力をいただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

以上、諮問第1号から諮問第3号の一括提案がございました。

3件に対する質疑を一括して行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

諮問第1号について討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

諮問第1号は適任と認めることについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と認めることに決定いたしました。

諮問第2号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

諮問第2号は適任と認めることについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第2号は適任と認めることに決定いたしました。

諮問第3号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

諮問第3号は適任と認めることについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第3号は適任と認めることに決定いたしました。

---

(18) 日程第28 発委第4号 白浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議 長

日程第28 発委第4号 白浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

発委第4号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

発委第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発委第4号は原案のとおり可決されました。

---

(19) 日程第29 発議第4号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出について

○議 長

日程第29 発議第4号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長から案件を朗読します。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

発議第4号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8 番

提案者並びに賛成者が8人おられるということで、意見書案はとおったということになるんだろうと思いますけれども、やはり白浜町議会として、少し議論をしておかなければならないのかなと思います。

タイトル自体は安全保障法制の慎重審議を求めるということになっておりますけれども、文面において、「本法整備が平和憲法の理念に反するのではないか」ということが国民の中でも意見が伯仲していると思います。現在、衆議院を通過して、参議院で約73時間の審議を費やして、16日頃に採決される見通しと聞きます。先ほど休憩時間中にも安倍首相が答弁されていましたが、そうした中で我々日米同盟の関係の中で、周辺有事の場合、日本有

事に発展した場合に対する緊迫した時勢の中で、猶予があるのかなと思うわけです。

2つ目として、「通常国会での法案の成立にこだわらず、広く国民に説明し、国民の理解を得るための十分な時間をかけ、より一層慎重かつ丁寧に審議」というくだりではありますが、ここについては、今政府では適切な時期に採決をしていくということを言っています。しかしながら、法案が通ったら、民主主義のルールに則って決まったということになります。その中で、慎重審議をする上においても、今現在は、デモ、12万人とか14万人とかいろいろ話もありますけれども、やはりこの部分らについては民主主義のルールに沿って法整備されていくのではないかと思うわけです。この意見書、ただ慎重審議するという文面、事だけで内容がタイトルと合っていたら私はいささかもないんです。

日本の憲法学者も反対の人が多いです。しかし、賛成の人も多いです。日本有事に対する、いわゆる竹島の問題も含めて、中国、北朝鮮の問題もあります。そうした中で、猶予が持てる時間がないというふうにも思うわけです。

私のはっきりこの安保法案賛成か反対かというような中身のタイトルであれば私は判断できるんですけども、ちょっと判断がしにくいなと思いますので、提案者に対して、今言った3点についてのご回答をお願いしたいと思います。

#### ○議 長

ただいま楠本君から質疑がございました。答弁を願います。

6番 長野君（登壇）

#### ○6 番

今、3点の質問をいただきました。

第一に、この通常国会に関わらずということでございます。これはもう本当にどうなるかわからないということで、私自身もこれは国の関係でございますんですけども、やはり平和というものが一番大事であるかと思っておりますので、法案が成立してもこのことについてはこれに関わらずどんどん審議をしていただきたいと、このように思っております。

そして、日本の緊迫したということでございますが、これもこの間のテレビで見ますれば、軍事とかいろんな拡大をしておりますけれども、しかし、これについても、これからどんどん議論をしていただきたいという思いで提案をさせていただいたわけでございます。

私は平和安全法制整備という中で、平和安全法制整備法10項目、そして、国際平和支援法が新規制定で1つございます。そうした中で、1つ目が自衛隊法、もう1つが国際平和協力法。これは重要影響事態安全確保法に変更ということでございます。また、周辺事態安全確保法、船舶検査活動法、事態対処法、米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法これが10項目でございます。また、新機に国際平和支援法。これは、国際平和共同対処事態に際して、我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動に関する法律とこのように聞いております。こういういろんな法律を見ましても、なかなか理解ができないというのが町民、国民の皆さんの場がどんどん広がっているのではなかろうかと思っております。

そうした中で、国に審議を求めるのは私ども住民の思いにかなうものであると思います。そして、今を生きる我々は日本の将来に責任を持たなければなりません。憲法の平和理念が今揺らいでいるのではないかという不安と懸念が広がっていると思います。

そのようなことを考えた中で、通常国会での法案の成立にこだわらず、広く説明をし、理

解を得るための十分な時間をかけ、政府と国会がこの不安と懸念に耳を傾けて、より一層かつ丁寧に審議していただきたいというこの一念で提案をさせていただきました。

○議 長

8 番 楠本君

○8 番

今、長野議員から提案の説明を縷々していただきました。今の話を聞いていましたら、今まさに国会で論戦中であって、この16日に可決するか、せんかという時期であります。そうした中において、国会の議決ということは最たるものであると思うんです。憲法反対であろうと何であろうと、これは住民の皆さん方がやったらいいと思うんですけれども、我々この意見書を出すにあたって、はっきり賛成か反対かというような考え方に立ってなかったら、やっぱり議会としてははっきりするべきでないかなと。

提案者に対してお伺いするのは、今10法案の内容、さらに追加法案の内容を申されましてけれども、提案者はこの安保法案に賛成なんですか、反対なんですか。はっきりしていただきたいと思います。

○議 長

6 番 長野君（登壇）

○6 番

お答えします。

非常に話しにくいと思いますけれども、私は賛成、反対というものはまだ決まっておりません。ですから、慎重審議というものを求めておるわけでございます。

○議 長

13 番 玉置君

○13 番

少しお伺いいたします。

私は国の安全、安保等国防については国の専権事項であると思っています。そして、国会議員、全国民によって選ばれた選良がこの問題について慎重審議をして、決断にこぎつける。今まさにその一歩手前であろうかと思えます。どれが平和であるか、どれが平和でないかという意見が分かれるところがありますけれども、日本は法治国家であるが故に、法律を決めないと前に進めない。

この意見書を見ますと、「法案の成立にこだわらず」。いったいどうせえということを書いておられるのか私はわかりませんから、この意見書について白浜町からこういう公的ものが出るということについては、おそらく賛成が多いから通るのかもわかりませんか、こういう意見があるということで全員賛成でないということをお願いなのであって、だから、この安全保障の成立にこだわらずというところはどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいなど。

○議 長

6 番 長野君（登壇）

○6 番

「法案の成立にこだわらず」ということでございますが、この法案が通りました例えばの話でございます。通ったときにも、皆さんからのいろんなお話もございますから、そういう

お話を広く意見を聞いて、これから慎重に進んでいただきたいということでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

反対討論ございますか。

2番 三倉君(登壇)

○2 番

反対の立場から討論を申し上げます。

大まかの趣旨につきましては、先ほど同僚議員である玉置議員がおっしゃったことになるのでありますけれども、この法案につきまして、反対の理由の中で、マスコミ等が取り上げていることにつきましては、徴兵制にならないか、若者が戦地に送られるのは本当ではないのかというようなニュースがよく流れるわけであります。このことにつきましては、憲法の中で、そういうことはないとはっきりとあるわけですし、間違ったというのではないんですけども、違った方向への法案の可決に対する反対のニュースを流しているのではないかととらまえるわけです。

それから、この法案について一番は今の社会情勢であります。社会情勢の中で細かいことについて今一度慎重審議せよということでありましょうけれども、そういうときを過ぎているのではないかと私は思うわけです。

1つには南沙諸島の問題であつたり尖閣の問題であつたりするわけです。尖閣の問題につきまして、中国船がずっと来ているわけですけども、あれが今、軍事にかかるものが来ているのであれば、ああいう対応がとれるのでしょうか、グレーゾーンと申すんですか、漁船が例えば来た場合、何かの場合に上陸してきた場合についての対処の仕方が今の法案の中にはないわけです。現に、去年か一昨年か時期は存じないんですけど、長崎に中国の漁船が100隻近く来たわけです。それは海の状況が悪いということで来たんですけども、その時は漁船であつたから事なきを得たんですけども、そこで武力を持っていたらどういう対応をするのかというところが、結局今のグレーゾーンの対応の仕方ということもあるわけです。

そういったことを今の安全保障条約の規制の中にはうたわれていないわけです。そういうことが危機に迫っている状況の中で、安保改正をすると。安全保障法の法改正をするというところに至っている中で、急を要するという状況であるわけですから、私はこういう意見書を求めることについて反対であります。

今一つは、よく話の中で憲法第9条の話をされますね。憲法第9条があるから今まで戦後70年間戦争がなかったというような報道をされるわけですけども、私は日米安保条約のもとに平和があつたと解釈するわけです。その辺につきましては、意見の相違があるものですから、いろいろあるでしょうけど、私はそのようにとらまえています。憲法9条があつたら戦争がないのかということになるんですけども、今までは私は安保条約があつたからなかったが、結局それによってどこの国も攻めてこないという保証が何一つないわけです。そういったことから、そういったことの法整備をするということから、より絆の強い安保条約の中で、このような平和安全法制を持っていくということを政府が考えているということで



すので、私はこれ以上の説明はもう我々には別になかってもそのままいけるんじゃないかなという考え方を持っているものですから、長野議員ほか何名か意見書の提出をしたいということにつきましては、安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出については反対するところでは。

○議 長

賛成討論ございますか。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

この安全保障法制の慎重審議を求める意見書について賛成討論をいたします。

今も反対討論で三倉議員が縷々おっしゃいました。私はやはり今現在の情勢というのは小競り合いと言いますか、小競り合いにもなっていないかもわかりませんが、警察力で取り締まっていく、あるいは外交を通して交渉していく。尖閣にしても竹島にしても千島の問題にしても、そうした領土問題は外交の力でやはりきちんと。過去70年間、あるいはサンフランシスコ条約52年ですか、以後もそうしたことの努力をきちんとしてきていなかったということもあると思います。そうした外交で北東アジアの平和協力構想というのを目指しながら、話をしながら解決していくというのが第一にあると思います。

そして、第一に日本国憲法の前文の誓い。この誓いは多くの人命と財産を失ったこの日本の不戦を約束すること。国際社会に対しても不戦を約束することで生き残り、新しい国づくりをうたいあげています。この原理原則を国家経営の基本としてきたというふうに思うわけでありまして。この大原則の変更は国会決議のみならず、やはり国民の合意をとっていくことが必要であると思います。

それから、2つ目であります。国会の参考人質疑では、憲法学者3人の方が集団的自衛権は現憲法下では違憲であるということ判断。立憲主義に立っていないということですが、さらに、歴代の自民党政権下での内閣法制局長官に加えて、元最高裁判所長官、この方も違憲であると断じました。

そして、3つ目に、国会での質疑に対する答弁、二転三転していく。こうして二転三転してますます混迷を深め、わかりにくくなっております。さらに審議を深めて、真摯に答弁をしていくことが今後の審議でお願いしたいことでもあります。

こうした3点について、賛成意見、この意見書に対して私は賛成をいたします。

○議 長

反対討論ございますか。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

私はこの意見書に提出について、内容もさることながら、反対の立場で述べさせていただきます。

まず、国防については先ほども申しましたように国の専権事項であります。それが、国会議員、いわゆる国民から選ばれた選良の方々が慎重審議を尽くした上で、今まさに決定しようという中で、やはり日本は法治国家でありますから、法律を決定しないことには一歩も前に進めない。それを成立にこだわらないというような中途半端なこういうものの言い方で提出するのは甚だ遺憾だと私は思っております。こういうものを公的に白浜町議会が意見書と

して出したということは私は甚だ遺憾なので反対します。

それで、先ほどの廣畑議員の討論もありましたけれども、今、喫緊の課題として国防、東アジア情勢が非常に緊迫しておると思っておる中で、先日アメリカの共和党の候補者トランプ氏が日米安保条約の偏務性について言及をいたしました。どういうことかと言うと、アメリカは日本の有事のときに施政下にあるところに応援しに助けに行くが、日本はアメリカを助ける義務がない。こんな偏った法案はどうよ。私がもしアメリカ人だったら、こんな偏った法案を遵守する必要があるのか。日本の尖閣のあの岩のような島を守るために、アメリカの国民の血を流すのかという話になったら、おそらくアメリカはノーと言います。そのときになったら、日本は独自で防衛を考える中で、今、中国の防衛費は2,500億ドル、約30兆円。日本は6兆円弱。アメリカが70兆円くらい、防衛費です。この軍事バランスがだいたい壊れたときに戦争というのが起こるとするのは歴史が証明しているところであります。軍事バランスを保つということが、戦争を抑止する。戦争なんて誰もしたくないです。昔のアメリカとソ連の軍事バランスがあったからこそ、キューバ危機が回避されたということをご様方もわかっていただきたいと思います。と思っております。

そして、外交努力をしなさいというご意見でございましたけれども、日本が安政年間、そんなに古い話ではないんですが、私のおじいさんが安政年間の人です。「上喜撰たつた四杯で夜も眠れず」、こういう川柳があったときに、アメリカは軍艦を4隻横浜港の沖に据え付けて、交渉に入って、日米修好通商条約を結びました。これは大変不公平な条約だったと今勉強しておりますけれども、なぜ不平等な条約を結ばないかんかったのか。軍艦が4隻向こうにあったんです。あれが伝馬船4隻で来ていたら、こういう外交努力の中でもっと条約的に不平等条約というのはなかったと私は思っています。

だから、軍事バランスというのは外交の面においても大変重要な部分であろうかと。ただ、紙切れに憲法を守ります。不戦条約と書いて平和が守れるのであれば、それは大変ありがたいことでございますけれども、相手のあることです。今の相手の状況は自国の核心的利益だとか言いながら、尖閣は私ところのものですよ。沖縄だって元々私ところ、朝貢外交していたという理屈を言って外交の舞台に立ったときに、あの軍事パレードを見たときに、あのトラックに積んでいる円柱のものの中身はパンを焼く小麦粉でも何でもありません。あれば大量破壊兵器の、何千万、何億という人を殺傷する武器であります。あれを見せつけられて外交したときに、どうでしょうか。「上喜撰たつた四杯で夜も眠れず」、私が当時もし井伊直弼であれば、本当に悩んだと。

そういう平等な条約を結びたいのであれば、やはりきちんとした裏づけがないと私はいけないと。私は平和を守るためにぜひ早くきちんとした法案を通していただいて、この法案を私は平和法案と思っておりますけれども、法案に基づいて日本人というのは前に進む。法案が通らないことには一步も前に進めない。こういう状況を打開していただくために、こういう曖昧な意見書というのは反対でございます。

#### ○議 長

賛成討論ございますか。

14番 丸本君（登壇）

#### ○14 番

意見書案に賛成の討論をさせていただきます。

日本の最高法規は日本憲法であることが憲法に明記されていると思います。今国会で審議されている安全保障関連法案は多数の憲法学者、元最高裁判所判事、元内閣法制局長、また和歌山弁護士会はもとより、日本弁護士会の法曹会の方々が同法案は違憲である、あるいは違憲の疑いが強いとの指摘がされております。また、国民の間においても、同法案に対し、反対の意見が多数を占め、とても国民の理解を得ている法案とは思われません。議席の数を力に国民の声を無視し、強行採決を許してもよいのか。意見書にあるように、国民の理解を得るため、十分な時間をかけて審議をすべきものと考えられます。

よって、慎重審議を求める意見書に賛成いたします。

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

発議第4号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数です。

従って、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### (20) 日程第30 発議第5号 議員派遣について

○議 長

日程第30 発議第5号 議員派遣についてを議題といたします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

資料を配付してください。

(資料配付)

---

#### (21) 日程第31 発委第5号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

日程第31 発委第5号 閉会中の継続調査申出書を議題とします

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

---

(22) 追加日程第36 発委第6号 閉会中の継続審査申出書 (決算審査特別委員会)

○議 長

追加日程第36 発委第6号 閉会中の継続審査申出書を議題とします

決算審査特別委員長の申し出のとおり、委員会において閉会中も審査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員長から申し出のとおり、委員会において閉会中も審査を継続することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

本定例会の会期は15日までとなっておりますが、本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

従って、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会にあたり町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

9月1日に、本定例会を招集させていただき、本日まで、議員各位には提案いたしました案件をはじめ、観光施策、福祉施策、教育行政等町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、行政運営に生かしながら、各種施策のより一層の進捗を図って参りたいと存じます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に、職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

これをもって白浜町議会平成27年第3回定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、 15 時 45 分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 9 月 11 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員